

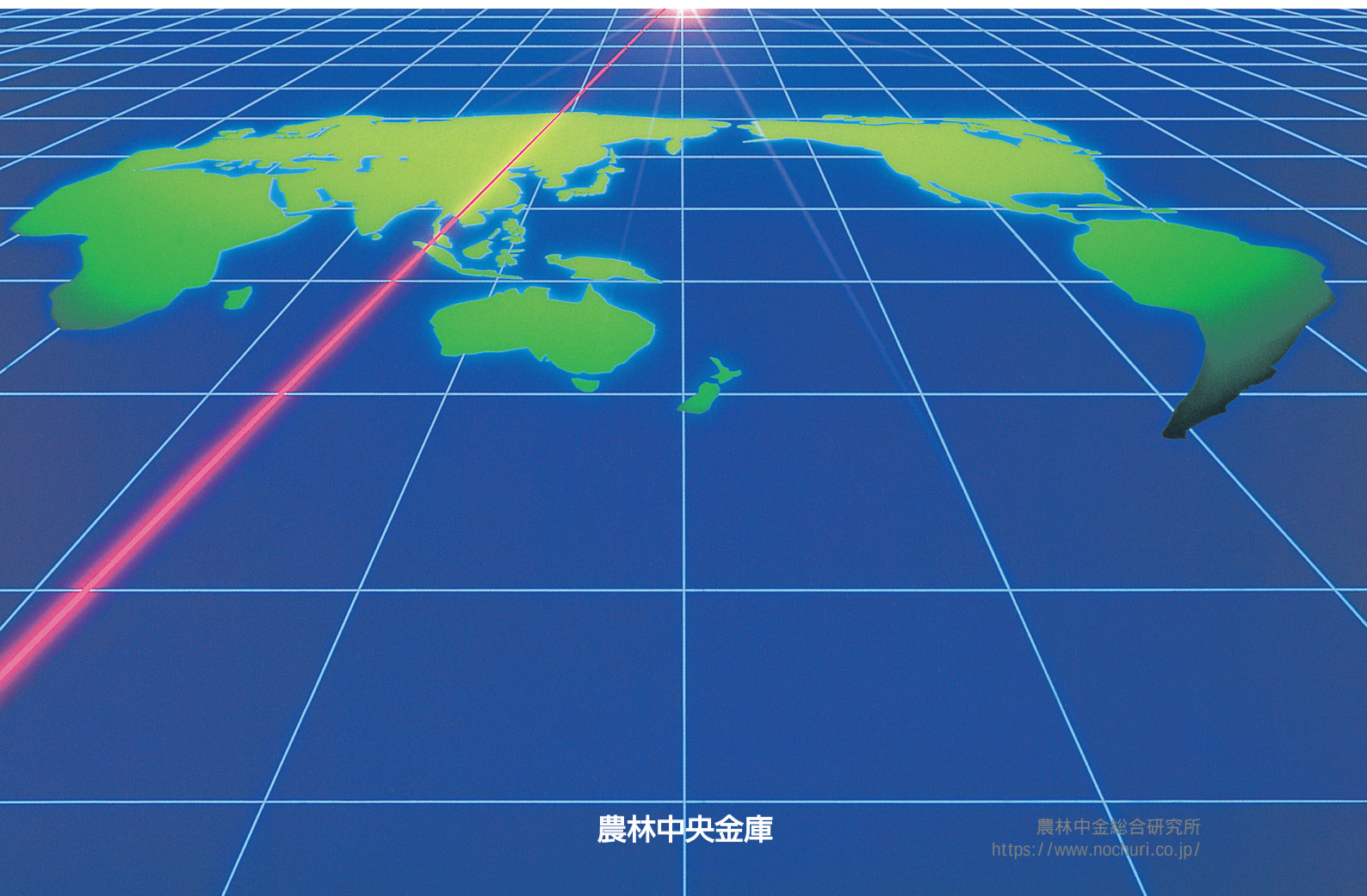
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2024 **11** NOVEMBER

協同組合の理論と制度 ——2025年国際協同組合年に向けて——

- 協同組合理解の枠組みの拡大
- 最近の注目すべき海外の協同組合法改正とわが国への示唆
- 中国の個人カーボンアカウント（PCA）の推進状況



困ったときの協同組合頼み

2025年が2度目の国際協同組合年となったことも影響して、協同組合に関する原稿を執筆する機会が増えている。様々な分野の協同組合について歴史を振り返りながら原稿を書いているのだが、何か問題に直面すると、新しい協同組合の設立や既存の協同組合による対応が進むこと、そして協同組合を促進する動きが起きることを改めて実感した。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成が危ぶまれる昨今では、SDGsに貢献しうものとして、協同組合をはじめとする社会的連帯経済への評価や期待が高まっている。2022年にはILOとOECD、2023年には国連で社会的連帯経済を推進するための決議を採択した。社会的連帯経済という用語は日本ではあまり馴染みがないが、協同組合、アソシエーション、NPO、共済組織、財団、社会的企業などを総称する用語として国外ではよく用いられている。協同組合と社会的連帯経済の関係性については本誌小野澤論文でも考察されている。

協同組合など社会的連帯経済の組織の発展のためには法的環境の整備が必要ということは、過去から継続して言われており、上記3つの勧告でも共通して推奨されている。2012年の国際協同組合年においても、国連は急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるため、協同組合の活動を規定する法律や行政上の規定を適宜見直すことを各国政府に対して奨励した。それを受けて韓国では2012年に協同組合基本法が制定され、従来の法制では設立できなかった多様な協同組合の設立が進んだ。他にも法律の整備を行った国は多くあり、本誌明田論文ではベルギーとアイルランドの協同組合法改正をとりあげ、日本への示唆についても言及している。

日本では、2012年国際協同組合年に対する政府のリアクションは特段にはなかったが、その後何も起こらなかったわけではない。2020年6月には、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行された。同法に基づく特定地域づくり事業協同組合は、人口急減地域において事業協同組合が特定地域づくり事業を行う場合、都道府県知事の認定を受けると、届出で労働者派遣事業（無期雇用職員のみ）を実施でき、組合運営費について財政支援を受けることができる。総務省のウェブサイトによれば、2024年10月1日時点で105組合に交付金が交付されている。

また、2022年10月1日には、長年にわたって法律の制定が望まれていた労働者協同組合法が施行された。厚生労働省のウェブサイトによれば2024年10月1日の時点で、1都1道2府27県で計110の労働者協同組合が設立されている。

いずれの協同組合も、人口減少を受け地域の働き手が減るなかで安定的な雇用を確保したり、多様な働き方を実現したりしつつ、地域の課題を解決できるものとして期待されている。大々的には言われていないが、日本でもやはり困ったときには協同組合を頼みにしているのではないかと。社会課題が山積している現状では、2025年国際協同組合年をきっかけに困ったときの協同組合頼みが大きな潮流になる可能性もあろう。

（(株) 農林中金総合研究所 理事研究員 重頭ユカリ・しげとう ゆかり）

今月のテーマ

協同組合の理論と制度
——2025年国際協同組合年に向けて——

困ったときの協同組合頼み

今月の窓

(株) 農林中金総合研究所 理事研究員 重頭ユカリ

国際協同組合年との関連で

協同組合理解の枠組みの拡大

小野澤康晴 —— 2

協同組合法の存在意義

最近の注目すべき海外の
協同組合法改正とわが国への示唆

明田 作 —— 20

金融機関主導のPCAを焦点にして

中国の個人カーボンアカウント（PCA）の推進状況

王 雷軒（Wang Leixuan） —— 36

談話室

困難な時代に高い評価を受けて

日本協同組合連携機構（JCA）代表理事専務 比嘉政浩 —— 48

統計資料 —— 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

協同組合理解の枠組みの拡大

——国際協同組合年との関連で——

理事研究員 小野澤康晴

〔要 旨〕

欧米における近年の協同組合に関する研究書等においては、協同組合をエコシステム（生態系）として認識したり、biosocial sciences（生物社会科学）から評価する見方があるとするものなど、従来みられなかった枠組みから協同組合を理解する動きがあり、それは2025年の国際協同組合年に関連する国連文書にも及んでいる。本稿では、そういった欧米における協同組合理解の枠組み拡大の背景には、進化論を基礎とした生物学の発展が人間観に大きな影響を与えて様々な学問分野において認識の再検討が促されているという大きな流れがあること、そしてそれが協同組合理解にポジティブな影響を与えていることを論じている。また国際機関等で広まっている社会的連帯経済としての協同組合という考え方についても、そういった枠組みから議論を深めることによって協同組合の社会的役割をより明確にすることにつながる概念として論じている。

目 次

はじめに

1 欧米における協同組合理解の枠組み拡大

- (1) IYC2025関連文書等における協同組合認識
- (2) 進化生物学（evolutionary biology）の発展と諸学への影響の拡大

2 進化論を基礎とした動物行動学の発展とその影響

- (1) 生物の行動を進化における形質と扱うことで行動学が分析科学に
- (2) 動物行動学の成果の蓄積が人間行動理解にも波及
- (3) 他の生物と比較した現生人類の特徴——向社会性、社会的コントロール、象徴認識力——

- (4) 向社会性のプラス面を実現するための社会的コントロールの基礎条件——協同組合との関連——

- (5) 協同組合の組織・事業のあり方や原則がCDPに沿っていることの意味
- (6) 進化の考え方をめぐる留意点

3 国際機関等で広まってきた「社会的連帯経済としての協同組合」という見方

- (1) SSEとは何か
- (2) SSEに対する注目度の高まりと協同組合

おわりに

はじめに

本稿の課題は、2025年の国際協同組合年（以下IYC2025）で提起されている様々な内容のなかで、「協同組合理解の枠組みの拡大」という観点から、中長期的に検討を要すると考えるテーマについて概観することにある。具体的には協同組合をエコシステム（直訳すれば生態系、以下エコシステムとする）という観点から論ずるという協同組合理解の枠組みをどのように認識すべきかという点、および協同組合を重要な役割を果たすものとして位置づけている社会的連帯経済（social solidarity economy）の考え方について検討をしている。

1 欧米における協同組合理解の枠組み拡大

(1) IYC2025関連文書等における協同組合認識

IYC2025関連の文書においては、協同組合に対する理解がIYC2012時点の理解の枠組みよりも拡大していることが伺える。例えばIYC2025につながる議論をしている国連文書「社会開発における協同組合」（21年7月22日付）では「協同組合は、リスクを管理する多様で相互に結び付いた組合員グループからなるエコシステムであると同時に、一般市民に経済的な力を与える存在である」と説明されている（United Nations

(2021)）。

また、2023年5月30日～6月1日の「社会開発における協同組合に関する専門家グループ会議」では、協同組合をthe entrepreneurial ecosystem framework（起業促進的なエコシステムの枠組み）に位置づけて、スペイン（モンドragon）、イスラエル・キブツ、アフリカ諸国の協同組合の事例等を紹介しており、23年7月総会「社会開発における協同組合」でも同様に、協同組合は固有の特徴をもつ「起業促進的なエコシステム」として説明している（United Nations (2023b、2023c)）。

このような理解は、IYC2012においてはみられなかったと考える。少なくともICAが2012年に実施した国際カンファレンス「協同組合の理解の促進」ではそのような認識を示す論者はいなかった。

エコシステムはもともと、ある地域に生息するすべての生物と、それらが互いに、また環境に及ぼす影響という自然を対象とした概念であるが、それが、互いに影響を及ぼし合い、連携して機能する企業や事業活動のグループを示すようになっており、この場合は、ビジネス・エコシステムという概念になる。協同組合を「起業促進的なエコシステム」と理解するのは、まずは「ビジネス・エコシステム」としての面が中心と思われる。

国連の文書で提示されただけでなく、例えばスイスおよび隣国の協同組合を事例として、多数の経営学者が執筆しているAmbühl,M.et al (2024) “Cooperatives in

an Uncertain World”でも、第10章で Cooperative Ecosystems: Contents, Perspectives, and Challengesと、協同組合をエコシステムの観点から説明する論文が収録されている。そこでは「ほんの30年前までは、生態系という言葉は自然科学から生まれたものであり、経済学で使うことは珍しかった」(183頁)として、社会科学においてエコシステムという概念が取り入れられたのが近年のことであり、それが協同組合を理解する枠組みにも取り入れられていることが指摘されている。

欧州の農協を題材にしたGonzalez (2018) “Farmers’ Cooperatives and Sustainable Food Systems in Europe”でも、欧米において、協同組合を理解する枠組みの1つとしてbiosocial sciences (生物社会科学)からの観点があるとし(27頁)、「動物界および人類界の進化における相互扶助の価値」について論じているクロボトキンの「相互扶助論」(1902)や、進化生物学者のデヴィッド・スローン・ウィルソン、生物学の哲学を論じているエリオット・ソーバーなどを取り上げている。

欧米における協同組合理解のこのような展開をどのように考えればよいのか。

(2) 進化生物学 (evolutionary biology) の発展と諸学への影響の拡大

前述biosocial scienceという概念にも示されているが、欧米においては近年、進化論(あるいは進化の科学)を基礎とした生

物学の発展が人間観に大きな影響を与えてきており、それが、社会科学のみならず、哲学や歴史学などの広範な分野において認識の再検討につながるという大きな流れがある。協同組合をエコシステムとして把握する理解は、欧米のそういった学問環境の大きな変化が、協同組合理解にも及んでいることを示すものである。

筆者は既に小野澤(2023)で、欧米において進んできた経済学の見直しの背景には、進化生物学研究の成果の高まりの影響があるという点を指摘したが、そういった動きは人間観にかかわるものであるため、経済学だけにとどまらず多くの学問分野に影響を与え、欧米においては学際的な研究も盛んにおこなわれるなど、知見が拡大している分野である。

欧米において協同組合がエコシステムという観点からみられたり、生物社会科学の枠組みから協同組合が理解されているということの意味を十分に把握するためには、こういった全体的な動向を踏まえる必要がある。

そこで、迂遠なようであるが、進化論を基礎にした生物学の発展がどのような内容であり、それが人間観にどう影響してきたのかを概観したうえで、それらが協同組合に対する見方に及ぼしているポジティブな影響について論じたい。

2 進化論を基礎とした 動物行動学の発展とその影響

(1) 生物の行動を進化における形質と 扱うことで行動学が分析科学に

進化のメカニズムやその影響についての考え方は、時代によって大きく異なっており、協同組合を進化生物学の観点からとらえるような、社会科学などとの学際的な研究が進んだのは過去20年程度の動きである。本稿は、そういった研究をリードしてきたデヴィッド・スローン・ウィルソン（以下ウィルソン）の近著「社会はどう進化するのか——進化生物学が拓く新しい世界観——」（2019年、訳書2020年、以下訳書としているのは本書のこと）、およびウィルソンを含む共著レポートWilson et al (2023)などを主に参照している。

近年の生物学の発展においては、ウィルソンも指摘するとおり、生物の行動の観察を通じて、行動学を分析科学として確立したニコ・ティンバーゲンの業績の意義が極めて大きい。ティンバーゲンは、長期にわたる様々な動物行動の研究の末、「いかなるものであれ、進化の産物を十全に理解するために、解明が必要になる4つの問い」（訳書54頁）をまとめ、動物行動を進化のプロセスと結びつけて理解するという首尾一貫した枠組みを提示し（1963年）、それによって行動学が分析科学として確立したという経緯がある。そういった業績を評価されてティンバーゲンは73年にノーベル生理学・

医学賞を受賞している。

第1表が示すのは、動物行動の理解のためには、行動に対応する（個別の）身体のメカニズムは何か（「メカニズム」）、その行動は個体の一生を通じていかに発達するのか（「個体発生」）だけでなく、その行動の、進化的な適応という面からの「機能」は何か、その行動の、世代を超えた進化の歴史はいかなるものか（「系統発生」）の4つに関して整合的説明ができることが必要ということである（訳書54～55頁）。

これだけでは抽象的で分かりにくいいため、ウィルソンが自らの研究に即して具体的に説明している例でみれば、ウィルソンは、生態学者としてのキャリアを「カイアシ」と呼ばれる微細な海洋甲殻類の摂食行動の研究から始めたが、その際、カイアシの摂食行動を理解するための仮説をたてるうえでは、こういった4つの問いの枠組み、したがって、進化論の枠組みが不可欠であることを説明している。

「進化論の教えによれば、カイアシは自己の生存と繁殖の可能性を高めるような方法でエサを摂取するはずという仮説の方向

第1表 ティンバーゲンの4つの問い

	動的	静的
至近要因	個体発生（それぞれの個体でその形質(trait)はどう発達するか）	メカニズム（その形質(trait)は物理的にどのように動作しているか）
究極要因（進化要因）	系統発生（その形質(trait)は進化の道筋でどう変化してその時点に至っているか）	機能（それぞれの環境における形質(trait)の適応面の機能は何か）

資料 Nesse,R.(2013)およびウィルソン(2019)などを参考に筆者作成

性が絞られるが、その焦点は、摂食によって得られるエネルギー量を最大化することにあるのかもしれないし、捕食者の餌食にならないような方法でエサを摂食することにあるのかもしれない。あるいは些細な環境条件に基づく、それ以外の可能性に対処することにあるのかもしれない。そのいずれが正しいのかという問いに、じかに応えられるような理論は存在しない。理論がとれる最善の方法は、可能性の幅を狭めることである。このケースでいえば、カイアシは大きさを無視して藻類を摂取するのではなく、より大きな藻類を選択して摂取するだろうと予測した。…私のこの予測は（様々な観察や実験で）正しいことがわかり、それが1973年に発表した最初の論文につながった（訳書16頁）。

この事例で明らかなおと、およそ（進化の産物である）生物の行動というものを「理解する」ための仮説設定の基本的方向性において進化論の考え方（多様性＝変異、継承＝遺伝、選択＝淘汰）は不可欠なものとなっており、それを基礎とすることで、行動学が、様々な仮説の乱立とならずに、認識共有が可能な分析科学として確立したのである。遺伝学者のテオドシウス・ドブジャンスキーは「生物学では、進化の光のもとでなければ、何ごとも意味をなさない」と宣言している（1973年）が、生物学者の間ではそれは「それから長い年月が経過した今日でも有効」（訳書18頁）なのである。

(2) 動物行動学の成果の蓄積が 人間行動理解にも波及

しかし、ウィルソンも説明しているように、進化論と人間および人間社会の認識との関係には、不幸な長い歴史があった。それは例えば、「適者生存」というフレーズが、社会における持てる者＝適応者、持たざる者＝非適応者などの誤解を招き、「適応者が非適応者を置き換えるのは自然の摂理である。このプロセスへの干渉は、種の劣化をもたらし、社会の崩壊に至る」（訳書19頁）といったような誤った考え方（社会進化論）につながったことなどが典型である。「社会進化論」的な適者生存観は、ダーウィンの「多様性、継承、選択」という進化の原理とは無関係な、むしろダーウィン以前にみられた根拠のない俗説であったことが明確になっており、前述のように、ダーウィンの進化論の考え方は、動物行動学等の生物学にとって不可欠な基礎となっている。

ただし、人間の社会や行動の、他の生物から隔絶した多様で複雑なあり方を、生物進化の枠組みのなかで理解するという見方が広まるまでにはさらに紆余曲折があった。エドワード・ウィルソンが「進化の考え方は、微生物から人間に至る、あらゆる生物の社会的行動を理解するための包括的な理論的枠組みを提供する」ということを論じた「社会生物学」（1975年）も、人間に関する章については大きな騒動を巻き起こしたということである（訳書20頁）。

しかし、ウィルソンが「社会はどう進化

するか」を執筆した2010年代末においては「権威ある科学雑誌や、他の何百もの専門誌のどの号を開いても、ちょうど生物学者が人間以外の生物を研究する場合と同様、ごく当たり前のように、進化論のレンズを通して人間性のありとあらゆる側面を概観した論文を見つけることができる」（訳書21頁）状況にまでなっているのである。

そのような、進化論を基礎とした人間行動理解を考察する際に、留意しなければならないのは、本稿でとりあげる説明は「マルチレベル選択」という考え方に立っているという点である。マルチレベル選択とは、環境変化が生物に与える選択の圧力は、個体だけでなく、その個体が属するグループ（集団と表記する場合もある）レベルにも影響を及ぼすという考え方である。この考え方が普及してきたことが、近年における進化生物学と諸学の学際研究の拡大に結び付いている。それは、「進化の対象となる個体群が、単に個体から成るというだけでなく、グループで構成される」（訳書108頁）こと、および環境変化への適応の違いも、グループ内での個体間の差異とともに、個体群（ほぼ種）全体のなかでのグループ間の差異という複数のレベルで存在していると認識する。そして現実にはグループは、複数のサブ・グループからなる複層的な構造を成しているのが通常であるため、環境変化に伴う選択圧が多段階に影響を及ぼすというマルチレベル（多段階）選択という考え方となる（訳書110頁）。

マルチレベル選択の考え方が、なぜ進化

論の人間行動理解への波及に結び付いたのか。それはごく簡単には、生物一般にみられる多様な「文脈（context）に応じた協力や競争」という行動を説明できる枠組みだからである。それは具体的には、例えば、子孫を残すという文脈においては同一集団内でも競争による選択が優位になるとしても、捕食者に対する対抗という文脈においては、協力が優位になるなどという個別的・集団的行動のことである。そして例えば、捕食者への対応においてより協力的な集団がより多く存続して拡大すれば、その個体群の性格が、捕食者に対する対抗という点において、より協力的なものとなっていく、というような進化が生ずることになる。

この考え方は、生物学の専門家のように、進化のメカニズム理解に「継承されつつ変異もする」遺伝子のような物質的な基礎の存在を重視する研究者においては、必ずしも合意を得ていないようにみられるが、動物行動の理解が深まる過程においては、現象の説明としては、重要かつ有効な仮説として広まっているといえる。それは単に、グループの存在を前提にした個体の文脈的な行動を生じさせる、物質的な基礎がまだ発見できていないだけという状況なのかもしれない。欧米においては、マルチレベル選択の考え方を基礎にした研究も多いことから、積極的に否定されているわけではないという状況と考えられる。

いずれにせよ、本稿は進化生物学の様々な考え方の適否を論ずる場ではなく、協同

組合をエコシステムという観点から把握する見方の基礎にある考え方を探るということを課題としており、その観点からは、マルチレベル選択という仮説に基づく進化生物学の研究成果が重要な意味をもっていることだけを指摘しておきたい。

(3) 他の生物と比較した現生人類の特徴

——向社会性、社会的コントロール、 象徴認識力——

マルチレベル選択の考え方を基礎にして、他の生物種との比較では現生人類にはどのような特徴があるのか。

Wilson et al (2023) によればそれは、他の生物一般のみならず、近縁の霊長類と比較しても、「高度に向社会的 (prosocial) である」という特質にあるとする。

向社会性 (Prosociality) とは「他人や自分が属する集団全体の福祉を志向する行動」と定義され、利他主義や協力よりも幅広い概念で、集団が適応的な単位として機能するために必要な、個体行動の全てが含まれる。現生人類は、チンパンジーやボノボといった近縁の種と比べても、各段に大きな集団を、「自分が属する集団」と判断できるという違いがある。ウィルソンは、現生人類の向社会性の物質的基礎についての説明はしていないが、「大きなグループで生活する動物は、小さなグループで生活する動物よりも脳の新皮質の割合が大きい」という、ロビン・ダンバーの研究などがその物質的な基礎となっていると考えられる

(Boyd (2009)、訳書318頁)。

そのうえでウィルソンは、現生人類の高い向社会性の行動的基礎は、集団内で向社会的な行動をとらなかった個体に対する罰を含む「社会的コントロール」のあり方の相違にあるとする。集団内での向社会的でない行為への懲罰行動はチンパンジーなどでもみられるが、その水準は低く、それが集団内での戦いの、回数の多さにつながっている、としている。

つまり、向社会性に反する行為を抑制する社会的コントロールのあり方に特徴をもつグループが拡大し、不確実で多様な環境 (自然環境だけでなく、他のグループの行動も当該グループにとっては重要な外部環境) への適応力が高まって、結果的に熱帯から寒冷地や高山地帯に至るまで地球上の様々な環境にその生活の場を広げた個体群 (種) となったのが、向社会性という観点からみた現生人類ということになる。

さらに、向社会性が急速に広まった背景としては、現生人類が、共有された意味をもつシンボル (象徴) を理解する思考能力 (Symbolic thought) を持ったことも重要とされている。象徴を理解する能力によって「内的に形成された意味の体系」が、「文化」としてその集団で継承されることが、現生人類の生活を大変多様なものしてきたこと、そしてそれが、場合によっては遺伝子面での変化とも共進化しているケースもあること (遺伝=文化の二重継承説) などが説明されている。

以上のように現生人類は、象徴を理解し

共有する能力や、ある程度大きな規模の集団を「自分が属する集団」と認識できる能力を基礎に、多様な「社会的コントロール」を文化として継承できたことが、より大きな集団における向社会性の実現や、様々な環境への集団的な適応力を高めることにつながり、地球上の多様な環境に適応して広がってきた、と進化の観点からは考えられている。

留意しなければならないのは、向社会性という特質には、グループ内の結束や統制を強めるという面とともに、身びいきといった問題や、グループ間の激しい競争にもつながるという二面性があることである。現生人類に関しては、高い向社会性を通じて大規模な集団での協調が可能になっているが、半面でグループ間競争の深刻な形である戦争をも生むことになっている。ウィルソンも指摘しているとおり、進化という現象は多様性のなかから特定の特質が選択される過程であるため、選択された特質のプラス面の定着とともに、選択されなかった特質のもっていたプラス面が無くなることによるマイナス面が常に伴っているという理解が重要である。

(4) 向社会性のプラス面を実現するための社会的コントロールの基礎条件

——協同組合との関連——

多様な社会的コントロールがあるなかで、様々な環境条件のもとで向社会性のプラス面を発現させ、マイナス面を抑制して

いくための一般的な条件はあるのだろうか。

その点に関してウィルソンは、学際的な研究を通じて知った、エリノア・オストロム（以下オストロム）の「共有資源のグループ管理にかかる研究」の成果こそが、向社会性のプラス面の発現、マイナス面の抑制につながる社会的コントロールについての、一般化できる条件を明らかにしたものであるとする（訳書156頁～）。

オストロムは、自然資源を、誰か個人の所有にするのではなく、また上からのルールによる強制的管理でもない、一定のグループが独自の管理を行っている事例について、有効に機能しているケースや機能不全となっているケースを世界中から収集して数多く調査した結果、実際に有効に機能しているグループには、共通する「核となる組織設計原理」（Core Design Principle、以下CDP）があることを明らかにしたが、それは第2表のようなものであった。

以上のようなCDPの内容を参照すれば、協同組合の原則や組織・事業のありようが、CDPに沿ったものであることはほぼ明らかだといってよいだろう。

もちろん組合ごとに程度の差はあろうが、わが国農協の例に即していえば、多くの農協では自らの言葉で経営理念をかかげ、総会（総代会）前には集落座談会のような小規模な場で組合員と直接に意思疎通を図るなど、組合員の「わが組合」意識を高める仕組みをそなえている（CDP1）。共同販売・購買の仕組みも農家規模の大小に

第2表 共有資源管理成功のための「核となる組織設計原理」
(Core Design Principle)

CDP1	強いグループアイデンティティと目的の理解	利用可能な資源の限界や、誰がそれを利用できるかについて、またグループの一員であることで与えられる権利と課される義務について熟知
CDP2	利益とコストの比例的公正	誰もが公正な分け前を手に入れている
CDP3	全員による公正な意思決定	必ずしも多数決ではなくとも、公正と認識されている何らかのプロセスを通じて、誰もが意思決定に参加
CDP4	合意された行動の監視	一部メンバーによるシステムの悪用があれば検知できる
CDP5	段階的な制裁	不正な行動に関する注意喚起から処罰や排除などのより厳しい処置がとれること
CDP6	もめごとの迅速で公正な解決	関係者全体が公正と見なす方法で、もめごとを解決する手段の存在
CDP7	局所的な自律性	そのグループがより大きな組織の内部に包摂されている場合、そのグループに、独自の意思決定を下すに十分な権威があること
CDP8	多中心性ガバナンス	多数のグループから構成される大規模組織において、グループ間の関係は、グループに所属するメンバー間の関係を統制するものと同じ規律に従う

資料 ウィルソン(2019)159～163頁をもとに筆者作成

かかわらず利用可能で、大口割引の仕組みはあっても差をつけることが中心ではなく、共同販売・購買を通じて得たメリットを組合員全体で享受するという考え方に基づくものであることもいうまでもない(CDP2)。組合員1人1票による意思決定は、総代という仕組みを介してはいるが全員による公正な意思決定を目的とするものであるし(CDP3)、監視や段階的制裁という点では、顔の見える関係である支部を基盤とする様々な組合員組織活動のなかで、自然な形でモラルの維持をはかる仕組みとなっている(CDP4～5)。組合員間での合意形成に、組合員リーダーや職員が間に入って調整を行うのは重要な役割であるし(CDP6)、支部単位で行われる組合員組織の活動は、基礎レベルの自律的小グループの

活動そのもので、そこでは支部や部会として独自の意思決定や合意形成が図られている(CDP7)。また、基礎組織としての地域組織が理事層の選出母体となっていることは、特定利害の反映を抑制するようなガバナンスの枠組みになっていることもいうまでもない(CDP8)。

異なる人々が形成・運営する組織体は、たとえその運営ルールが同じであっても、実質的な運営は区々であり、また協同組合といっても、世界的にその組織・事業のあり方は多様で、必ずしもCDP1～8を満たしていないケースもあるだろうが、「協同組合原則」を共有して重視してきた歴史を踏まえば、8つのCDPをおおむね満たす協同組合が多いことは確かであろう。実際オストロムの研究においても、トルコの漁業協

同組合の事例がグループによる独自の資源（漁場）管理の成功例として取り上げられているし、ウィルソンもCDP6の説明のなかで、利害対立の公正な調整を行いうる仕組みとして「協同組合のような組織が必要とされる」（訳書162頁）としている。

(5) 協同組合の組織・事業のあり方や原則がCDPIに沿っていることの意味

それでは協同組合の組織・事業のあり方がCDPIに沿ったものであることは何を意味しているのか。

それは、協同組合の「加入脱退の自由」や「教育の重視」「地域コミュニティへの配慮」といった原則も含めて考えれば、協同組合が、協同組合としての組織・事業のあり方を十全に発揮できたならば、組織活動や事業運営のプロセスを通じて、関係する人々の間で向社会性のプラス面の発現とマイナス面の抑制をもたらし、向社会性のプラス面を創造的に深めることができれば、多様な環境やその変化への適応力を高めることにつながるような社会的コントロールの仕組みの1つ（それも事例の多さからは重要度の高いもの）である、ということである。そのことは協同組合の役割や意義が、進化の科学の観点からも明らかにされたということだと思われる。

そしてそれは、産業革命という人類社会の大きな環境変化への適応過程で、人々の切実なニーズを自らも参加する組織体・事業体を通じて集団的に実現していくために誕生した協同組合が、200年近い歴史を有し

て文化や体制の違いを超えて世界的に拡大し、300万組合、10億人の組合員にまでなっているということで歴史的には既に実証されているといえるが、進化の科学の影響が諸学に広まってきたという欧米の知的環境において、そうした協同組合のあり方が、さらに注目を集めたとしても不思議ではない。

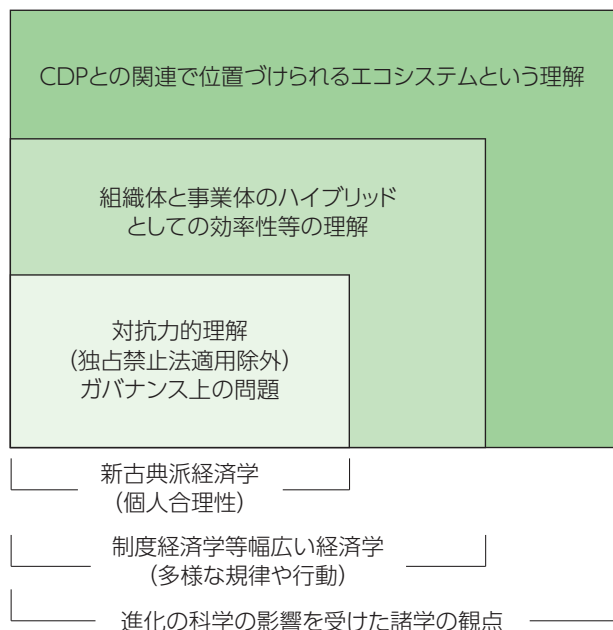
進化の科学の発展を受けて、欧米においては、諸学が、その人間観の見直しから全体的な再検討のプロセスにある。そういった研究を踏まえて協同組合への興味やそれを理解する枠組みが広がっていることは明らかで、実際今回参照した文献においても、協同組合を論ずる論者の広がり実感できるものがある。国連文書やその他の研究書における、協同組合をエコシステムと認識し、生物社会科学から位置づけるという考え方は、そういった大きな流れの一環として生じている、協同組合理解の枠組みの拡大を示すものであるといえる（第1図）。

(6) 進化の考え方をめぐる留意点

以上の内容に関して、留意すべき点を指摘しておきたい。

第一に、向社会性という特質や、それを具体的なものとする多様な社会的コントロールという考え方においては、「社会」という言葉が示すとおり、進化を生み出す核となるのは個体ではなく個体を含む小グループだということである。ウィルソンも「小グループは、人間の社会的組織の基盤をなす単位である…個々人は小グループという

第1図 協同組合を理解する枠組みの拡大(概念図)



資料 筆者作成

文脈のもとでのみ理解が可能であり、大規模社会は、多数の小グループから構成される一種の多細胞生物として見る必要がある」(訳書155頁)としている。そのことは、抽象的に自由な「個人」の確立による「近代」への移行を「進歩」とする考え方に疑問を呈してきた、哲学面での共同体主義や、社会学の諸説、制度(筆者の訳では団体性・規律)の経済学等の考え方に対して、合意できる基礎をもった共通の人間認識が形成されてきたことを意味するものである。

そして第二に、進化の科学に基づく人間認識の見直しは、これまでのそれぞれの科学(哲学、歴史学、政治学、経済学、経営学、社会学など)の知的蓄積を否定するものではなく、これまでの成果を体系的に位置づけることができる、より大きな枠組みが提示されたということなのである。その

点は既に経済学において小野澤(2023)の第1図(Hodgson(2019)からの転載)が示している通りである。個別の分野が進化生物学や人類学によって席卷されることにはならないし、むしろ共有できる実質をもった人間認識があることによって、当該学問における様々な見方の関係性の明確化につながったり、個別分野を超えた学際的な研究が進む基盤が形成されたという面が大きく、欧米においては、そういった学際的な研究が盛んに行われている。

わが国に関しては、学際的な研究よりも自らの専門分野における業績が評価されること、その影響もあって進化生物学者のなかでもマルチレベル選択の考え方が必ずしも積極的には評価されていない等もあり、すぐに学際的な視点からの協同組合理解が広まるような環境とはみられないため、むしろ現場に近いサイドから、そういった考え方の枠組みに基づいて、多様な取組みを統合的に説明するような情報発信を行っていくことも必要であろう。

重要なのは、様々な考え方が並存している経済学のような分野においては特に、多様な考え方が収れんできるかどうかは、「いかなるものであれ進化の産物を十全に理解するためにはティンバーゲンの4つの問いに答えることが必要」という生物学者の合意(前述)を、実際の研究に際して、どれだけ真摯に受け止めて反映できるかにかかっている、ということである。その点についてウィルソンは、「人間性のあらゆる側面を追及するなら、科学者は進化論者である

べきだ。進化を無視する科学者は、解釈の枠組みのない情報の山を築いたり、ティンバーゲンの4つの問いの一部のみを追求したり、あるいは進化論と不整合な解釈枠組みを採用したりする危険を冒さなければならぬ」(訳書299頁)と総括的に指摘している。

そういった認識は欧米においてはより広く共有化されてきていると考えられ、わが国において、様々な研究が「解釈の枠組みのない情報の山」とならないためにも、進化の枠組みとの整合性を重視するといった意識づけを、早急に広めていく必要があると考えられる。

第三に、進化論は「現状は様々な環境変化にそれぞれの種が適応した結果である」ことは教えるが、どうすべきかについての考え方を示さない、いわば「結果論の説明」に過ぎないという見方についてである。確かに進化の科学は、「〇〇を目的とすべき」という目的論とは異なっている。逆に、環境が不確実に変化するなかで、固定的な目的論で社会を論ずることは、「社会進化論」のような誤った帰結につながる面がある、むしろ悪影響の方が大きい考え方といえる。

そして、進化の科学は将来に関して何も方向性を示唆しないというものではない。それが示唆しているのは、これまでの進化のプロセスを十分に理解した上で、つまりこれまでの生命史・人類史に加え、現生人類誕生後、文化や社会的コントロールの面での多様な適応を示してきた各国や各地域

の歴史の進化的理解を十分に踏まえた上で、その国や地域の実情(環境要因)に即して、それぞれに固有のその向社会性のありようを、一步一步前進させるには何が条件になるのかを考えるべき、ということである。その意味では、地域地域において、先人たちが成してきたことの意味合いをしつかりと認識しつつ、その実績を踏まえて、直面する個別に異なる環境変化への適応を考えるべき、ということが、進化の科学が示唆するあるべき論の内容と考えられる。

第四に、現実の社会は、小グループを基礎にして、複数の小グループを含む中間的グループ、複数の中間的グループを含むより広い範囲の大グループ、といった複層的な構造を成しているから、グループ間の関係をよりよいものにしていくためには、文脈に応じた協力と競争等の向社会性の特質を踏まえて、複数グループを含むより大きな集団において全体として向社会性のプラス面を発現させてマイナス面を抑制する適切な社会的コントロールの仕組みを作り上げるという、より難度の高い社会課題に対応することが必要になる。

考え方としては、CDP1~7にまとめられるような小グループにおける適切な社会的コントロールの仕組みがグループ間においても実現すること(CDP8)であるが、より広範なグループが含まれる全体においてその状況の実現を図る場合、グループ間の力の差異等が大きくなることもあって、適切な文脈の共有という要素の重要性が増すことになると考えられることである。そして

その「適切な文脈」は、それぞれの地域ごとに異なる局所的な環境や属する個体の情報を踏まえたものでなければ、到底CDP1～7を満たすものにはならないと考えられるから、局所的な環境条件に基づき、その地域（場合によっては国）において全体として向社会性のプラス面発現、マイナス面抑制につながる、地域固有の多様な文脈の形成が重要になる、ということである。

以上、2度目の国際年を迎える協同組合に関して、近年提起されている様々な内容のなかで協同組合をエコシステム（直訳すれば生態系）という観点から把握するという協同組合理解の枠組みをどのように考えるべきか、という点を論じてきた。協同組合をエコシステムとして認識する枠組みを誰が最初に提示したのか、それがどのような内容であったか、といった原点やその変遷については、引き続き検討が必要であろう。生態系という以上、それを構成する主体の多様性や自律性も論点になろうし、起業促進的という見方の内実もさらに検討を要する。しかし、そもそもエコシステム（＝生態系）の基本的な性質は、それが進化という動的なプロセスの場であるということにあるので、本稿で論じたような、進化という観点からの理解であることは確かだと考える。

次に、協同組合を、重要な役割を果たすものとして位置づけている社会的連帯経済の考え方について検討を試みる。

3 国際機関等で広まってきた「社会的連帯経済としての協同組合」という見方

進化の科学やそれを基礎とした社会生物学的な観点からの協同組合理解という動きに加え、近年国際機関等で広まってきているのが、「社会的連帯経済（Social and Solidarity Economy、以下SSEとする）としての協同組合」という位置づけである。

(1) SSEとは何か

統一された定義ではないが、SSEについては、例えば国連エコノミストネットワーク作成資料（23年）によれば、「SSEとは利潤追求より社会的目標や多くの場合環境目標を優先する経済活動や経済関係の形態を指し、生産者、労働者、消費者を含む市民が、経済社会の民主化のために集合的かつ連带的に行動することを含む」ものとされ、具体的には、協同組合、アソシエーション、NPO、共済組織、財団、社会的企業などがそれにあたるとされている（United Nations（2023a））。

SSEという概念はわが国ではさほどなじみのあるものではないが、「社会的経済」という概念をとりあげれば、欧州ではフランスを中心に一定の歴史のある考え方である。そのことは例えば、社会運動家、研究者であり、ICA（国際協同組合同盟）やILO（国際労働機関）にも関与したエドガー・ミヨー（Edgard Milhaud）が1947年に設

立し、現在でも存続しているCIRIEC (Centre International de Recherche et d'Information sur l'Economie Collective、直訳すれば集合経済に関する国際研究情報センター) という研究者・実務家のネットワークが、社会的経済という概念のもとに行ってきた、市場中心主義的な経済への代替的な枠組みに関する研究などに示されている(注1、2)。

ミヨーがILOにおいて8時間労働実現に向けた労働調査等に関与したことによる影響もあると考えられるが、ILOにおいては、ディーセントワーク(「働きがいのある人間らしい仕事」)などと訳される)の観点から、SSEを重視すべきという考え方を従来から提起していた。そして近年では、ILOだけでなく、OECDや国連でもSSEが取り上げられるようになっており、2025年を再び国際協同組合年とすることを呼びかける国連文書においても、協同組合を含むSSEについて、「SSEは、自発的な協同と相互扶助、民主的かつ／または参加型のガバナンス、自治と独立、剰余および／または利益、ならびに資産の分配や利用において人びとや社会的目的を資本よりも優先すること、といった諸原則に立脚し、集団的および／または一般的な利益のために経済・社会・環境に関わる活動を行う企業、組織、その他の主体である」と言及されている(United Nations (2023d))。

SSEという概念は、以上のような経緯を踏まえれば、公共政策的な観点から、協同組合を含むSSEとされる組織体・事業体の

役割を重視し、それらの組織や活動の社会的な意義について広く認知・普及を図る立場からの考え方であるといえ、その意味では、「協同組合とは何か」を直接問うといった観点とは、発想を異にするものである。

(注1) CIRIECは現在International Centre of Research and Information on the Public, Social and Cooperative Economy、(公共・協同経済研究情報国際センター)と名称を変更している。

(注2) ミヨーについては鈴木(2013)が簡潔に紹介している。

(2) SSEに対する注目度の高まりと 協同組合

社会主義体制崩壊後の過去30年程度においては、国際資本移動の活発化や資本市場の影響力増大のもと、グローバルに事業展開をする巨大寡占企業体の登場、株主利益を重視する企業ガバナンスの広がりがみられるなかで、多様な金融手法の開発などの反面で発生する断続的な金融不安や、所得・資産格差の極端な拡大、雇用の不安定化や貧困の広がり等、いわば「資本主義の劣化」ともいうべき事態も世界的に進んできている。そのようななかで、国際機関においてSSEという概念が広まってきたことは積極的に評価すべき事態と言える。その意味では、市場主義的な「改革」ばかりが実施されるなかで経済の長期低迷を続けるわが国においても、SSEを重視する考え方が広まっていくのであれば、それは望ましいことと考える。

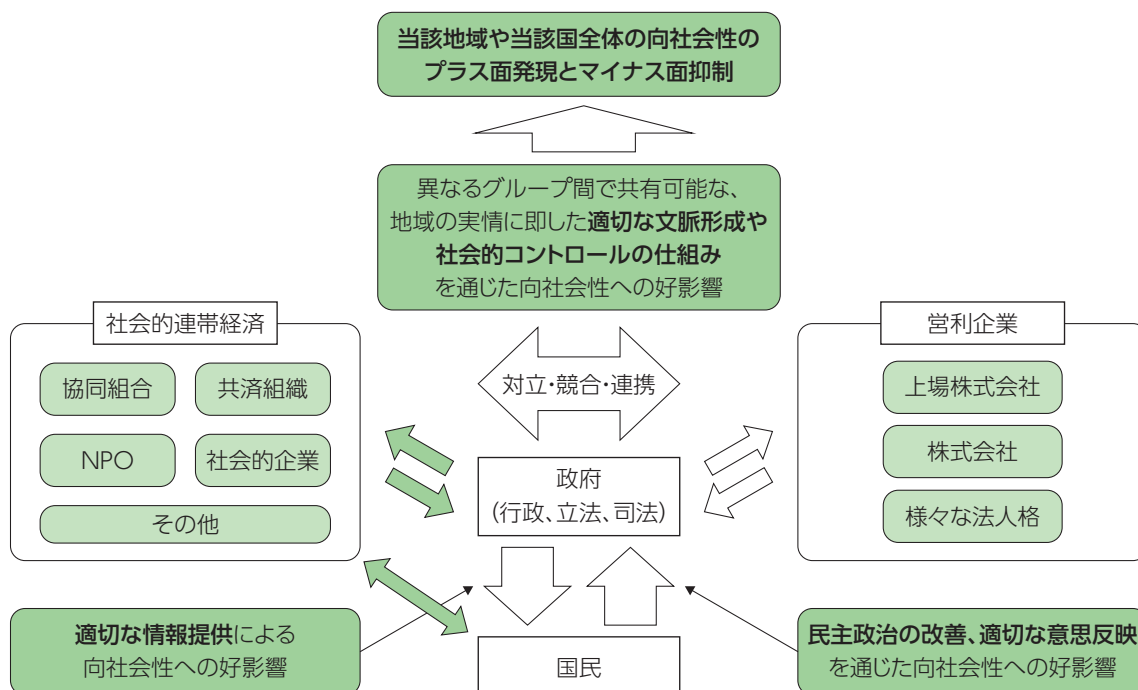
ただし、SSEと協同組合との関係という点に絞れば、SSEという枠組みが協同組合に

対する行政や政策当局からの意義づけという意味を超えて、協同組合に、協同組合としての活動や事業を十全に発揮すること以上の何かを求めているものなのか、求めているとしたらそれは具体的に何なのか、また協同組合の側では、組織・事業体のあり方を前提にしてどのような対応が可能なのかといった点については、必ずしも明確に論じられているようにもみられない。その結果、SSEの1つと位置づけられることによって、どういった点が組合員の協同組合認識に影響を与え、協同組合のあり方を変えることにつながるのか、あるいはSSEという概念は、そこまでの事態を求めるものなのかどうか等についても、多様な論者の間で合意可能な認識に至っているとも思われない。

論者の間でも考えが異なるSSEについて議論の収れんを図るためには、前述の「ティンバーゲンの4つの問い」の観点から、SSEという考え方そのものの再検討を試みることが有益ではないかと思われる。これまでのSSEに関する議論は、第2図の色づけした矢印を中心としたものとなっているが、「4つの問い」の観点からすればそれは、SSEとは何であって（「個体発生」）、人々にどのような機能を提供し、政府との関係はどのようなものなのか（「メカニズム」）を中心とした議論に留まっているという認識となる。

近年の進化生物学の発展や社会科学との学際的研究の進展が明らかにしてきたのは、前述のとおり、社会的行動の十全な理解のためには、以上に加え、それらの行動

第2図 「社会的連帯経済」論の枠組みと今後の展望



資料 第1図に同じ

の「系統発生」的な意味や、「(適応面の) 機能」は何なのかという点についての説明が不可欠になるということである。SSEについて論ずるのであれば、「系統発生」的な意味の説明としては、例えば、協同組合等の社会的連帯経済の存在、およびそれ以外の営利企業のあり方を踏まえて、当該地域や国における両者の、あるいはSSEに含まれている団体相互の歴史的関係性を整理するといった説明が必要であろう。「(適応面の) 機能」といった点からの説明としては、SSEとされる各種団体のみならず、営利企業や政府部門も含めた当該社会の全体において、向社会性のプラス面を発現させマイナス面を抑制するための適切な文脈形成や社会的コントロールのあり方を考えるといった枠組み（第2図の上部）のなかで、SSEの意義や役割を位置づける、という説明が必要と考えられる。

また、SSEという存在に関しては政府部門も含めて論ずる必要があるから、公共部門の行動に対する国民の意思反映（民主政治）のあり方や、国民個々の意思形成が適切な形でなされるための情報提供のありようなどに対して、SSEの機能や役割を十分に発揮するためという観点から、SSEとして成し得ることは何かといった点も、SSEを論ずる際に重要な論点となってくると考えられる。

ティンバーゲンの4つの問いを踏まえた説明をしようとするれば、SSEについて、普遍的な、どこでもない地域における抽象的な意義づけといった説明にとどまらず、具体

的に、例えばわが国の実情に即して、わが国のSSEの状況を基礎にして説明することが中心にならざるを得ないはずである。そのうえで、海外の事例と比較するのであれば、比較対象国のSSEについて、周辺部分も含めた「個体発生」「メカニズム」「系統発生」「(適応面の) 機能」の4つの観点からの理解を踏まえた比較をすることで、そこから得られる情報が、体系的な知識の形成につながり、SSEという概念そのものも、その内容がより豊富なものになるのではないかと考える。

そしてそれらの点の理解や説明が進めば、協同組合が、SSEという位置づけを得ることによって、地域や国の実情に応じて具体的に何ができるのか、それが社会全体のより望ましい方向への展開においてどのような部分を担うのか、などの点が自ずと明確になると思われる。進化生物学の成果を踏まえつつ、SSEという議論が、更に深く幅広いものになっていくことが望まれる。

繰り返しになるが、「人間性のあらゆる側面を追及するなら、科学者は進化論者であるべきだ。進化を無視する科学者は、解釈の枠組みのない情報の山を築いたり、ティンバーゲンの4つの問いの一部のみを追求したり、あるいは進化論と不整合な解釈枠組みを採用したりする危険を冒さなければならない」（訳書299頁）とするウィルソンの指摘は、欧米の諸学が全体としてそれを踏まえた方向へと移行しつつある状況のなか、しっかりと受け止めて、社会理解の基本としていく必要があると考える。

おわりに

進化の科学の影響を受けた、多分野にわたる認識の再検討という動きは、欧米においては大きなインパクトをもって進行中のものであり、そのなかで協同組合というありかたや歴史にも、より理解を深める方向で新たな光が投じられていることは確かである。

協同組合固有の特徴の十全な発揮の重要性を再確認するとともに、そういった、新たに拓かれつつある領域についての認識の共有化や普及というテーマも、「協同組合理解の拡大」という観点から中長期的に取り組むべき課題であると思われる。

<参考文献>

- ・小野澤康晴 (2023)「経済学の見直しと協同組合への示唆——規律と創発への着目——」『農林金融』9月号
- ・鈴木岳 (2013)「コラム・残しておきたい協同のことば 第32回 エドガー・ミヨー」『生活協同組合研究』2月号
- ・富沢賢治 (2023)「社会的連帯経済とはなにか——協同組合運動の新理念——」『生協総研レポート』No98
- ・藤井敦史編著 (2022)『地域で社会のつながりをつくり直す——社会的連帯経済——』彩流社
- ・Ambühl, M. et al. (eds) (2024), *Cooperatives in an Uncertain World: Perspectives from Switzerland and Its Neighbors*, Springer.
- ・Boyd, R. J. Silk (2009), *How Humans Evolved Fifth Edition*, WW. Norton&Company, Inc. 松本晶子・小田亮監訳 (2011)『ヒトはどのように進化してきたか』ミネルヴァ書房

- ・Dunbar, R. (2014), *Human Evolution*, Penguin Books Ltd. 鍛原多恵子訳 (2016)『人類進化の謎を解き明かす』インターシフト
- ・Gonzalez, R. (2018), *Farmers' Cooperatives and Sustainable Food Systems in Europe*, Routledge.
- ・Hodgson, G. (2019), *Evolutionary Economics: Its Nature and Future*, Cambridge University Press.
- ・Nesse, R. (2013), "Tinbergen's four questions, organized: a response to Bateson and Laland", *Trends in Ecology&Evolution*, December 2013.
- ・United Nations (2021), *Cooperatives in social development, Report of the Secretary-General*, 22 July 2021.
- ・United Nations (2023a), United Nations Economist Network, *New Economics for Sustainable Development, SOCIAL AND SOLIDARITY ECONOMY*, 29 March 2023.
- ・United Nations (2023b), *Concept Note Expert Group Meeting: The role of cooperatives in economic and social development: supporting cooperatives as sustainable and successful enterprises*, 30 May to 1 June 2023.
- ・United Nations (2023c), *Cooperatives in social development Report of the Secretary-General*, 17 July 2023.
- ・United Nations (2023d), *Resolution adopted by the General Assembly on 19 December 2023 Cooperatives in social development*, 22 Dec 2023.
- ・Wilson, D. (2019), *This View of Life: Completing the Darwinian Revolution*, Pantheon. 高橋洋訳 (2020)『社会はどう進化するのか——進化生物学が拓く新しい世界観——』亜紀書房
- ・Wilson, D. et al. (2023), "Multilevel cultural evolution: From new theory to practical applications," *PNAS*, Vol. 120 No.16.

(おのざわ やすはる)

書籍案内



ゲルトナーホーフ —ドイツの移住就農小規模園芸農場—

ミヒャエル・ベライテス 編
マックス・カール・シュヴァルツ 著
村田 武・河原林 孝由基 訳

2023年3月31日発行 A5判170頁 定価（本体2,500円＋税）（株）筑波書房

本書のコンセプトは、ドイツで第一次世界大戦後にシュヴァルツが出版した著作で危機に強い食料自給の土地経営を目指したものとして登場し、第二次世界大戦後に改めて出版した著作をもって基本形の完成をみる。これら著作は長らく絶版となっていたが、この度、ベライテスの編集で書籍として蘇った。

本書はその翻訳書であり、「20世紀の二つの戦後の非常事態のもとで練り上げられたゲルトナーホーフの概念」は様々な危機に直面する現在にあって再度注目すべきものとして登場したのである。

目 次

- 序章 新たな移住就農運動のために ミヒャエル・ベライテス
- I 『実践的移住就農への道』 マックス・カール・シュヴァルツ著（1933年）
- 序
- バイオダイナミック農法の概要
- 移住就農者の農場の技術的な構造
- 移住農場の組織体制
- 移住農場の実際経営への実践的アドバイス
- まとめ
- II 『ゲルトナーホーフ 優れた農民と園芸家のための移住就農の目標』 マックス・カール・シュヴァルツ著（1946年）
- ゲルトナーホーフの本質—その立地と担い手
- 果実や野菜の集約栽培にとっての自然条件—気候、水、土壌
- 施肥—都市廃棄物の処理—混合栽培
- ゲルトナーホーフの特徴とその施設—経営規模、気候条件と家畜飼育
- 設備と労働力
- 農場の空間的配置
- ゲルトナーホーフの事例
- ゲルトナーホーフの経営結果 食料自給と市場への出荷
- 経営組織の整備
- ゲルトナーホーフの移住就農とその文化的意義
- 訳者あとがき
- 索引

購入申込先……………（株）筑波書房

TEL 03-3267-8599

問合せ先……………（株）農林中金総合研究所

TEL 03-6362-7735

最近の注目すべき海外の 協同組合法改正とわが国への示唆

——協同組合法の存在意義——

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

ベルギーは、2019年に協同組合を含む法人制度の大改革を行い、協同組合に固有の法律がなかったアイルランドも新たな協同組合法の立法化に向け最終段階にある。

わが国と異なり、いずれの国の法律も規範性の緩い法律であるため、「真」の協同組合と「偽」の協同組合が混在する状況にあったが、両国とも協同組合につき世界的に認知された協同組合の精神を法制度上取り込み、また取り込もうとしている。

協同組合とは何であるかを定義したりすること自体は、法律が協同組合の精神に則って組織を設計・運営することを妨げるものでない限り、協同組合が発展するために必要不可欠というわけではないので、両国の法制度改革の効果についての評価は今後待たれるところである。

わが国の各協同組合法は、古典的かつ規範的で、世界的な潮流からも立ち遅れ、現代の社会的・経済的文脈のもとでの新たな課題に対処するには使い勝手が悪いものとなっている。

法制度は理論だけでは成り立たない国家の政策の一側面であり、その大前提として、過去・現状そして未来にわたる協同組合制度全般につき、政府主導によるレビューが必要不可欠である。国際協同組合年の2025年こそ、そのきっかけの年にすべきであろう。

目 次

はじめに

1 ベルギーの協同組合法の改正

- (1) ベルギーの協同組合
- (2) ベルギーの協同組合法制の特徴
- (3) 改正のポイントとその意義

2 アイルランドにおける協同組合法立法化の動き

- (1) アイルランドの協同組合

(2) アイルランドの協同組合法制の特徴

(3) 新たな協同組合法制定の動向

(4) 提案の主な内容

3 ベルギーとアイルランドの取組みから何を学ぶか

(1) ベルギーからの示唆

(2) アイルランドからの示唆

おわりに

はじめに

各国の協同組合法制度は、それぞれの国家の政策の現れであり、それはまたその国の経済、社会および政治的な事情が反映しており、多様で複雑である。世界には、憲法において協同組合の意義を認めその育成をうたっている国が存在する一方、協同組合に関する特別な法律が存在しない国も存在する。デンマークのように協同組合に関する特別の制定法が存在しないにもかかわらず協同組合が発達している国もあるが、立派な協同組合法が存在するからといって協同組合が発達するとも限らない。しかし、いかなる形で協同組合に適用可能な法律・規範が全く存在しない場合には協同組合は発達しないばかりか存在することもできないであろう。

国連は、協同組合の発展のためには法的環境の整備促進が必要であるとの認識のもと、2001年に「協同組合の発展に支援的な環境づくりを目指したガイドライン」(A/RES/56/114)を策定し、翌02年にはILOが「協同組合の振興に関する勧告」(R193)を採択して、各国に適切な政策の実施を求めた。

1990年以降、世界的に新たな協同組合の立法や改正の動きが広まってきているが、今世紀に入ってから協同組合法の立法や既存の協同組合法改正においては、協同組合の定義等を法律に明記する例が多くなった。これは上記の国連およびILO（国際労

働機関）の勧告、とりわけ後者が細かな表現は別として95年のICA（国際協同組合同盟）の声明を全面的に採用したことが大きく影響しているように思われる。

ICAでも、先の国連の国際協同組合年（2012年）を契機に、協同組合をさらに発展させるための「協同組合の10年に向けた計画（Blueprint for a Cooperative Decade）」を作成した。その戦略的分野の柱の一つとして、協同組合の法的アイデンティティも保護と他の企業形態との平等な競争条件を確保するための「協同組合の成長を支援する法的枠組みの確保」を掲げ、EU委員会とのパートナーシップ協定に基づき、各国の法的枠組み・環境の調査・分析をすすめ、関係者への情報提供をすすめてきた。そして、適切な法的枠組みの確保は、引き続きICAの次の10年に向けた戦略計画（Strategic Plan：A People-Centered Path for a Second Cooperative Decade 2020-2030）の柱の一つとなっている。

最近の世界の協同組合法改正の動向や分析そのものを取り扱うには紙幅が足りないため、本稿では、最近画期的な改正が行われたベルギーと、これまで協同組合固有の法律がなかった国の一つであるアイルランドにおける新たな立法の動きの2つをとりあげ、それらがわが国に示唆するものについて考察することとしたい。

1 ベルギーの協同組合法の改正

(1) ベルギーの協同組合

ベルギーの協同組合は、19世紀末から20世紀初頭にかけて、主に消費者部門、貯蓄・信用、保険、医薬品流通、農業、印刷メディア部門で発生した。これらの伝統的な協同組合は、当時のベルギー社会を特徴づけたベルギー協同組合連盟（Febecoop）を結成した社会主義者労働運動と結びついた協同組合、それに今日のARCOグループ（旧 Algemeen Christelijk Werknemersverbond-ACW）を結成したキリスト教労働運動と結びついた協同組合によって、それぞれ大きなネットワークが形成されることとなった。それらの政治的・宗教的グループに属さないものとして、フランドル地方のボーレンボンド（Boerenbond）に結集した農業者の協同組合ネットワークが生まれた。今日のCERAグループの協同組合銀行は、フランドル地方のカトリック教徒たちが農業者の組織を支援するためにF.W.ライファイゼンによってヨーロッパで広められたモデルに基づいて組織した貯蓄信用組合が基礎となっており、ボーレンボンドと密接な関係を構築していた。一方、ワロン地方でもこれらに比べて控えめな規模であるが協同組合のネットワークが存在し、協同組合薬局は、ベルギー協同組合薬局事務所（OPHACO）という組織にまとめられていた。

これらの伝統的な協同組合は、今日でも

農業部門、とりわけ園芸、食肉、乳製品の分野で活発に活動しており、協同組合薬局も大きなウェイトを占めているが、消費者部門および金融部門は大きく変貌した。すなわち、1970年代、80年代の消費者市場における競争激化や金融環境の変化の波によって、生協はその姿を消し、金融部門の協同組合は、他のEU諸国がそうであったように競争相手である金融機関の組織再編の線に沿った形で大きな金融グループを形成し、協同組合はグループ企業の持株会社となるなどの抜本的な組織再編を行った。しかし、競争環境変化に応じた組織再編は、農業協同組合の部門においても少なからず起こっている。

こうした伝統的な協同組合での経済のグローバル化のなかでの市場構造変化への対応の動きの一方で、EUでは新たな社会経済の波も起こっており、ベルギーでも労働者協同組合やいわゆる「社会的協同組合」といったタイプの協同組合が誕生してきている。また、農業分野でもフランスと同様、ベルギーにおいても農業機械共同利用組合（CUMA）が広がりを見せている（注1）。

（注1）ベルギーの協同組合の概要は、主に Defourny et al.(2002)によっている。

(2) ベルギーの協同組合法制の特徴

ベルギーにおいて協同組合を法的に認知したのは、1873年の商事会社に関する法律（Loi du 18 mai 1873 sur les sociétés commerciales）（注2）である。同法のもと、協同組合（société cooperative）は会社（société）の一形態にすぎず、他の会社と異

なる基本的な特徴は、組合員の数と出資金の額が変動する点にあった（同法85条）。その後幾多の改正があったが、その基本的な構造は、2019年改正前の会社法（Code de sociétés）でも変更されることなく維持された（同法350条）。他の会社形態に比べて極めて柔軟性が高かったため、協同組合精神に動機づけをもたない企業形態の一つとして利用されることが多かったとされる。

1980年代に新しい協同組合が爆発的に増えた理由の一つには協同組合の法的な柔軟性があったとされる。とくに、他の形態の営利企業、例えば公開有限会社や非公開有限責任会社については新たな規制が導入され、その新たな規制を回避するための手段として認識されるようになったといわれる。そのため1991年には、協同組合について、有限責任の協同組合と有限・無限責任複合の協同組合の2つの形態を規定し、前者については非公開有限責任会社に準じた規制とされることとなった（Defourny et al.(2002), p5, Tilqun et al.(2020), p.101）（注3）。

ところで、会社法には協同組合の定款に記載すべき事項に関する定めはあったが、その定め方は自由であったために、協同組合は真の協同組合とそれ以外の協同組合とが混在することとなった。そこで1955年には、経済省のもとに協同組合国家評議会（Le Conseil national de la Coopération（CNC））が設けられ、協同組合の認証制度が設けられることとなった（Loi du 20 juillet 1955）。認証のための要件は、①加入

脱退の自由、②総会での投票権の平等または制限（議決権総数の10%が上限）、③取締役・監査役の総会による任命、④出資（株式）に対する配当の制限（6%）、⑤組合員に対する利用高配当というものである（注4）。

95年には、社会的な目的をもった会社（それは独自の会社形態ではない）に関する規定が設けられ、会社を社会的企業（Société à finalité sociale（SFS）＝英文略称ではSPC）として認証する制度が設けられた（旧会社法661条以下）。この認証制度は、2019年の改正までは特に協同組合に限定されたものではなかった。

なお、協同組合の活動やその目的に関する法的な制限はとくになく、わが国の員外利用制限に関する規定も法律上存在しない。

（注2）ベルギーの公用語は、オランダ語、フランス語およびドイツ語で、官報に掲載される法律等は、オランダ語とフランス語が併記される形で掲載されている。以下、ベルギーに関する記述中の原文表記はフランス語で表記する。なお、後述のアイルランドは、公用語がアイルランド語（ゲール語；第1公用語）と英語であるが、アイルランドに関する記述は固有名詞を除き英語で表記している。

（注3）有限・無限責任の複合形態については、99年の改正で無限責任協同組合（société coopérative à responsabilité illimitée（SCRI））に改められた。

（注4）その後組合員等に対する教育のための原資の確保などの要件が加わっているが4つの要件には変わりはない。

（3）改正のポイントとその意義

2019年に、会社および社団・財団に適用される法律の抜本的改正が行われた（Loi de 23 mars 2019）。この法律は、「会社及び

社団に関する法律」(Code des sociétés et des associations (CSA))を導入し、これに関連して既存の会社法(Code de sociétés (CS))や「社団及び財団等に関する法律」(Loi du 27 juin 1921)等の廃止や経過措置等を定めたものである。この改正は、一連の経済法改革における最終ステップの改正である(注5)。

この改正により、旧会社法のもとでの17の会社形態は、最終的に8つ(うち3つはEU法に基づく組織形態)と、大幅に縮減・簡素化されることとなった。当初、協同組合は、その柔軟な組織特性を維持する形で非公開有限会社(société à responsabilité limitée)に統合することで廃止が計画されていたようであるが、協同組合サイドからのロビー活動等もあり、協同組合会社の法的形態は維持されることとなった(Autenne et al. (2020))(注6)。

一連の改正に伴い、会社と社団・財団の違いは、社員等に対して配当等の経済的利益を供与ができるか否かの違いだけで、経済活動に関しては会社も社団等とも全く同じ扱いになった(注7)。

ところで、新しいCSAは、2019年5月1日に施行され、同日以後に設立される会社等に適用されるが、既存の会社等で2021年1月1日に存在するものについては新法が、そして2024年1月1日からは新法がすべての会社等に全面的に適用になる。したがって、新たな定義に基づく協同組合の要件を満たさない「偽」の協同組合にあっては、協同組合として存続するためには遅く

とも2023年12月末までには定款変更等が必要となり、そうしない場合には強制的に有限責任会社となる。

以下、協同組合に直接関連する改正内容に絞って概説する。

a 協同組合の定義

前述のように、旧会社法は、協同組合につき単にメンバーと資本金の変動性について言及していたにすぎないが、新法は協同組合を次のように定義した(CSA, art. 6:1. § 1)。

「協同組合の主たる目的は、その行う事業によって、商品またはサービスの供給する、または業務に携わるという契約の締結を通じて組合員または利害関係人である第三者のニーズを満たし、また彼らの経済的、社会活動を発展させることである。協同組合は、子会社を通じてするかどうかにかかわらず、その親会社ならびにその組合員および利害関係人である第三者のニーズを満たすようにすることもできる。また、彼らの経済的、社会活動を促進するという目的で、他の企業と提携することもできる」

この定義規定は、2003年のSCE法(Council Regulation (EC) No 1435/2003)の定義(第1条3項)に倣ったものとなっている(Chambre des Représentants de Belgique (2018))が、CSAは、ICAの協同組合の原則に関する規定を置いていない。したがって、協同組合原則に関しては、CNCの認証基準として従前どおりその一部

が維持される形になっているが、新たな法律のもとでの協同組合は、もっぱら協同組合の理想形であるICAの協同組合原則を基礎に事業を行う会社が前提とされた（同上）。

なお、定款の記載事項の一つとして、自らの定款に協同組合としての目的と価値に関する定めを置かなければならない（CSA, art.6:1. § 4）こととしたのは、新しい点である。

b 資本金の概念の消滅と最低資本金制度の廃止

旧会社法には資本金（capital）の概念があったが、新法（CSA）では資本金の概念をなくし、額面金額の概念もなくした。また、最低資本金（18,550ユーロ）の制度もなくしたので、1ユーロの資本拠出でも協同組合を設立することは可能となった。その代わり、資金源を問わず、協同組合を設立するには、少なくとも2年間計画された活動を可能にするのに十分な自己資本（capitaux propres）を調達することが求められ、創設者は、協同組合の設立時に調達された資本が少なくとも2年間の通常の活動を可能にするのに十分であることを示す財務計画を公証人に提出することが求められる（CSA, art.6:4, 6:5）。

また、配当金、取締役報酬、利用分量配当を分配する前、および株式（出資）を償還する際には、それによって会社の経営が立ちいかなくなることはないよう、業務執行機関は、「純資産テスト」と「流動性テス

ト」をすることが求められる（CSA, art. 6:115, 6:114）。これは、資本金の概念が債権者を保護するためにあまり効果的なものではないため、債権者保護の観点で、資金の社外流出を純資産と流動性の概念にリンクさせることとしたものである（Tilqun et al.(2020), p.112）。

協同組合の株式（出資）の発行権限は、業務執行機関の権限とされており（CSA, art. 6:108）、株式が記名式である点と資本（capitaux apportés）の変動制は従前どおりである（CSA, art.6:19, 6:1. para.2）。

なお、最低資本金制度の廃止に伴い、既存の有限責任協同組合の固定部分の資本金（partie partie fixe du capital autorisé、通常、最低資本金の額）と法定準備金（réserves légales）は、2020年1月1日に法律上分配できない資本勘定（compte de capitaux）に自動的に組み込まれる（Loi du 23 mars 2019, art.39, § 1）。

c 無限責任協同組合の消滅

CSAは、協同組合の出資者は引受けた出資についてのみ責任を負う旨定め（art. 6:2）、無限責任協同組合（SCRI）という法形態をなくした（art.1:5）。そのため、SCRIは2024年1月以降は消滅し、SCRIが他の法的形態を選択しない場合、自動的に無限責任のジェネラル・パートナーシップ（SNC）に移行する（Loi du 23 mars 2019, art. 41, § 1）。

d 全国協同組合評議会 (NCC) による認証

1962年1月8日の勅令 (Arrêté du 8 janvier 1962) が定める認証基準に従った NCCによる認証制度はそのまま維持されている (CSA, art. 8:4)。また、協同組合の主な目的が「人々、環境、または社会にプラスの社会的影響を生み出す」ことである場合には、「社会的企業」としての認証を受けることもできる (同art. 8:5)。

なお、CSAは、社会的目的を持つ会社 (SFS) の形態を廃止し、協同組合だけが認証を受けることができるようにした。

(注5) Febecoopは、新CSAに対するポジション・ペーパーで、協同組合に関する150年以上にもわたる混乱に終止符を打つ改正だと評している (<https://belgium.febecoop.be/our-views/reforme-du-code-des-societes-et-des-associations/>)。

(注6) 新たなCSAのもとでは、会社は、①ジェネラル・パートナーシップ (société en nom collectif. 略称; SNC)、②リミテッド・パートナーシップ (société en commandite. 略称; Scomm)、③有限責任会社 (société à responsabilité limitée. 略称; SRL)、④公開有限責任会社 (société anonyme. 略称; SA)、⑤協同組合会社 (société coopérative. 略称; SC)、⑥欧州会社 (société européenne. 略称; SE)、⑦欧州協同組合 (société coopérative européenne. 略称; SCE) および⑧欧州経済利益団体 (groupement européen d'intérêt économique. 略称; EEIG) で、うち⑥、⑦および⑧はEU法に基づくものである。

(注7) すべての会社 (sociétés) は、経済法に関しては同じ企業 (entreprises) であり、社団 (associations) や財団も企業である (code de droit économique (CDE) § 1.1)。この点、民事会社、商事会社の区分をなくし利益の分配の可否によって営利法人与自然営利法人を区別することとしたわが国の法人制度改革も同じといえるが、わが国は依然として商法を存置し、商人概念を画する要件として商行為に関する規定を残している点では異なっている。ちなみに、CDE § 1.1は、企業 (entreprises) とは、特定の例外を除き、①自営業者として専門的な活動を行う自然人 (こ

れには使用人たる地位を有さない企業の役員などを含む)、②すべての法人、③法人格を有さないその他の組織としている。

2 アイルランドにおける協同組合法立法化の動き

(1) アイルランドの協同組合

アイルランドにおける協同組合の歴史は、1880年代の農業協同組合運動の出現前に遡る歴史があるが、19世紀末から本格化する協同組合運動 (農業協同組合運動) は1845年から1851年にかけての大飢饉 (ジャガイモ飢饉) によって壊滅的な危機に陥った社会、経済とそれらに伴って人口構成が根本的に変化した世紀の終わりに誕生している (注8)。

1894年には、協同組合運動の先駆者・指導者であるホレス・プランケットによってアイルランド農業団体協会 (Irish Agricultural Organisation Society = IAOS、今日のICOSの前身組織) が設立される (注9)。このIAOSは、協同組合の設立を推進・支援する組織であったが、それは単に経済的な問題だけではなく、アイルランドの農村の革新、いいかえれば農村全体に活力と革新の新たな精神を注入することを目指したものであった。IAOSが協同組合運動の推進に取組んだ時期は、アイルランドの政治的独立運動の時期であり、それはアイルランドにおける文化復興運動が起こった時期とも重なっており、アイルランドにおける協同組合運動は新興の国民国家の形成に大きな影響を与えたとされる。

また、この時期にはすでに英国に大規模な多国籍の消費者志向の協同組合組織が存在していた。最初の近代的な酪農協同組合の設立（1889年）は、英国の消費者協同組合の組織であるCWS（現在はCo-operative Group Limitedの前身の一つである協同組合卸売連合組合）主導による英国の消費者協同組合のためにバターを調達・供給するためのものであった。アイルランドは英国に対するバター供給の主要国であったが、新たな技術革新を伴うデンマークのバター製品が市場にでまわることで技術革新に出遅れたアイルランドの酪農家は競争上の優位性を失うこととなった。CWSに従属する地位からの脱却と、一方ではデンマーク等のバター製品との競争に対処するためのバター製造技術の革新、そのための生産者の組織化がIAOSにとって重大なテーマとなった背景はここにあった。その意味では、CWSの存在とデンマークの革新的な酪農協同組合の存在がアイルランドの協同組合の発展を方向付けることとなったといえる。

アイルランドの協同組合は、一部の例外を除けば、主に農業分野に限られ、すでに1914年頃までには協同組合の発展の形が確立されていたとされる。小規模農家の慢性的な農村債務と闘うために、ライフアイゼンの無限責任方式に基づく信用組合の導入が試みられたが定着はせず（Timothy (1994)）、アイルランドにおいて信用組合が復活するのは1950年代になってからである。

協同組合に関する統計は整備されてい

ないので断片的な資料に依存しなければならないが、アイルランドの協同組合は、農業協同組合、信用組合、グループ・ウォーター・スキーム（注10）の協同組合、住宅協同組合等が主要なもので、他の国におけると同様、いわゆる社会的協同組合といった範疇の協同組合も増えてきているようである（Carroll (2010)）。

農業協同組合活動の主な分野は、酪農および家畜セリ部門にあるが、これらのセクターの協同組合も酪農や家畜の販売だけではなく、生産者のための多目的な協同組合になってきている。なお、酪農部門が最大のウェイトを占め、アイルランドの加工乳製品の98%は協同組合が担っており、その供給量の約8割が5つの大きな協同組合によって処理されている（同上）。

（注8） 1845年以降の10年間で推定110万人が死亡し、約210万人が国外に移住するといった状況で、19世紀末までにアイルランドで生まれた人のほとんど、国内在住者と同数が国外で暮らしていたとされ（Doyle(2019), P.15）、このことは様々な意味でアイルランド社会に大きな影響を与えたことは想像に難くない。パトリック・ドイルの『Civilising Rural Ireland』は、19世紀後半からのアイルランドの農村への協同組合の導入とその運動が新興の国民国家に与えた影響について考察したものであるが、アイルランドの協同組合史の概要は、とくに断らなければ、この書籍からの要約である。

（注9） フィンランドのペレルヴォ協会も先例のIAOSに大きく依存したといわれ（Doyle (2019), Hilson (2017)）、戦前のわが国の産業組合中央会の設立もIAOSを参考にしたもののようである（産業組合史編纂会（1965））。当時工業後進国で農村社会であったアイルランドの農村の貧困や政治状況が両国の事情に似ていたことも一因であろう。

（注10） アイルランドの農村部での水道の普及は1960年代以降であり、コミュニティは、グループ・ウォーター・スキームと呼ばれる協同組合等

の自発的な組織を設立し、政府からの補助金や助成金によって配水システムを私的に管理・運営している。

(2) アイルランドの協同組合法制の

特徴

アイルランドには、協同組合に固有の法律はなく、会社法によっても協同組合を設立することはできるが、1893年の産業節約組合法（Industrial and Provident Societies Act=IPS法）がクレジット・ユニオンを除く多くの協同組合が利用している法律となっている。この1893年のIPS法は、アイルランドが英国の植民地だった時代の英国の法律である。アイルランドが独立（1922年）してからの1966年と78年に重要な改正が行われているが、1893年法は依然として協同組合に関しての基本的な法律となっている。

1966年の改正は、IPSと独立した別の法人としてクレジット・ユニオンを創設した法律であり、1978年の改正は、農業協同組合と漁業協同組合に関する定義を設けた（これらの協同組合については一定の範囲で組合員からの預り金の受入れを認めた）ものである。

英国は、その後の改正で、「協同組合（co-operative）」という名称の保護を含め、協同組合として登記するには真正な（bona fide）協同組合またはコミュニティ・ベネフィット協同組合でなければならないこととしたが、IPS法は「協同組合」の名称の保護を含め、協同組合の特質や協同組合原則に関する規定を置いていない。しかし、IPS法にあっては登記官の役割と裁量権が大き

く、ICOS等のアンブレラ組織が定めた英国の真正協同組合の原則を反映したモデル定款をベースとして登記が行われているため、定義等を欠いていることが実践的な協同組合運動にとっての致命的な欠陥というわけではない。IPS法のもとで協同組合は自らの組織・運営の方法に関しては定款等でほぼ自由に設計できるので、協同組合のアイデンティティを実装することができるし、これは会社法のもとでの会社でも同様である。

IPS（産業節約組合）は有限責任の法人であるが、1978年の改正法は、払い戻しが可能な出資の発行を禁止した（§ 32）。この改正は無秩序な預り金に対処するためのものだったようで（Carroll（2013））、国際会計基準のIAS32号を念頭に置いた改正ではないが、幸いにもIAS32号との関係で問題を生じることはなかった。

(3) 新たな協同組合法制定の動向

IPS法は、長い間、時代遅れで多くの分野において適合しないものとなっていると認識されてきた。1922年以前の法律、すなわち独立前のアイルランドの法律を更新する主要な政府のプロジェクトは、2004年の政府の白書「*Regulating Better*」から始まっている（Department of the Taoiseach（2004））。協同組合法の分野では、2007年にはForfás（企業・貿易・科学・技術・イノベーションのための国家政策諮問委員会）が、政府によるレビューのための協同組合セクターについての報告書を発表している

(Forfás (2007))。今回の協同組合に関する新法の立案に向けた取組みについては、過去2009年と2016年にも企図されたが、具現化することはなく今日に至っている。

2022年1月には、政府(DETE)が、これまでのIPS法(1893-2021)を廃止し、アイルランドにおいて協同組合モデルを利用しようとする多様な組織に適合する近代かつ効果的な法的枠組みを提供するための協同組合法案に関する一般スキーム(DETE(2022a))を公表し、公開協議に付した。

検討されている内容の主なものについては後述するが、今回の協議は、2009年と2016年に実施された協議のフィードバック等を含め、起草にいたるまでには結論をだすべき多くの考慮すべき事項があることから、利害関係人からさらなる意見を求めるためになされたものである。

今回の公開協議は、2022年2月25日に締め切られ、これに対する政府の考え方は22年6月に、また法律が与える影響分析評価は7月に、それぞれ公表された(DETE(2022b)、DETE(2022c))。その後、11月には起草前の事前審査のために、上院・下院の両議会メンバーによる合同委員会の審議に付され、同委員会は2023年4月に、その審査報告書を公表している(注11)。

本稿の執筆時点では、法律案はまだ起草中の段階であるが、膨大な内容とともに複雑性のために作業が遅れてきており、法律案の国会提出は2024年第4四半期以降になる見込みである。

(注11) Joint Committee on Enterprise, Trade

and Employment (2023)

(4) 提案の主な内容

一般スキームは、アイルランドにおいて初めて協同組合に固有の法的枠組みを提供しようとするものである。

まず、協同組合として登記しようとする場合には、ICAの協同組合原則に基づいて活動を行うことを要件にし、既存のIPSに対しては、協同組合として登記するか、代替の企業形態を採用するか解散する途を用意する。

現在、「協同組合」を設立するには7人の自然人が設立者となる必要があるが、これを3人に削減し、法人も設立者になれることとする。これまで、労働者協同組合のようなケースでは、7人の要件は障害となっているという批判があったことに対処するものである。

次に、小規模な協同組合に対する監査義務の免除、仮想(バーチャル)およびハイブリッド形式による総会の許容、資金調達に関する既存の古い規定の廃止、様々な資金源へのアクセスの容易化(注12)のほか、協同組合の特性を踏まえつつも2014年の会社法を参考に最新のコーポレートガバナンス、財務報告、およびコンプライアンス要件の導入などの近代化をはかる。

全般的には、協同組合セクターの多様性を認識し、柔軟性を提供することで、協同組合が自分たちの目的やその置かれた状況に最も適したものとするができるよう、多くのことがらを定款自治に委ねよう

としている。

(注12) 現行法は、1組員が保有することができる出資額の上限が自然人1人当たり150,000ユーロまたは総資産の1%のいずれか多い額 (Investment Funds, Companies and Miscellaneous Provisions Act 2005, Sec.85によるIPSA of 1893, Sec. 4の改正)

3 ベルギーとアイルランドの 取組みから何を学ぶか

ベルギーもアイルランドも、協同組合セクターが大きなウェイトを占めている他のEU諸国と比べて協同組合の地位は限定的であるといえる。しかし、わが国の協同組合法制のあり方を考えるうえで、最近の両国の協同組合法の改正への取組みから学ぶべきものは少なくないと思われる。

(1) ベルギーからの示唆

ベルギーは、わが国の平成17・18年の法人制度改革をさらに徹底する内容の抜本的改革を行っている。わが国と異なり、前述のようにベルギーの協同組合は会社の一形態として扱われているので、同様に考えることはできない側面はあるが、学ぶべきことは少なくないと思われる。

ベルギーの場合には、他のEU諸国の法人制度に競争上遅れをとらないようにするための法人制度の簡素化と近代化の一環としての改正という側面があり、協同組合に特に焦点を当てたものではない。しかし、前述のように、当初はSC (société cooperative) という法形態をなくし有限責任会社に統合する考えもあったなか、「真の協同組合」の

組織形態としてSCを存置するため、協同組合についての新たな定義を導入した。

a 資本金 (出資金) 制度のあり方

ベルギーの会社法改正に伴って、旧有限責任協同組合のうち「協同組合の要件」を満たさないものは有限責任会社となり、無限責任協同組合については、無限責任制を維持したいというのであれば、無限責任のパートナーシップの会社 (SNC) に組織変更することになるが、実質的な変更を伴うものではない。

わが国では、無限責任制の協同組合は現時点では存在していないので、協同組合の法形態の縮減という観点でいえば、出資1口金額について規制がない (法的には1円でも可) なかで農業協同組合法等が出資組合と非出資組合の2つに法的形態を区分し、異なる規整をする意義があるかは、大きな論点の一つであろう (注13)。

これはまた、信用事業または共済事業を行う組合についての最低資本金制度の意義とも関連する問題であり、これについても今日的な議論が必要であろう。

ところで、ベルギーの協同組合は、権利の異なる複数の種類の株式を発行することも可能で、また定款に別段の定めがない限り、各株式 (action) は1個の議決権が与えられる (art.6:41)。そして、定款に別段の定めがない限り、各株式は、利益と清算残高に対し均等な持分 (part) が付与される (art.6:40)。このようにベルギーの協同組合の「出資」は、あくまでも株式であり、わ

が国の協同組合の出資とは概念が異なることに留意が必要である（注14）。

b 協同組合制度における親会社、子会社をめぐる論点

農業協同組合法等には銀行業等における他業禁止との関係で子会社等に関する規定が存在するが、協同組合と子会社等との関係については、協同組合の目的と事業についての員外利用規制との関係で理論的にも整理すべき問題が多く残っている。

協同組合がその目的を追求するうえで、子会社等を通じて組合員に便益を提供することはわが国では解釈上許容されており、現に多くの協同組合所有の子会社が存在している。組織法的には協同組合と子会社との関係は親・子の関係であり、子が親のために事業を行うことに不思議はない。しかし、この観点からすると農業協同組合法等は連合会に関する規定を置くものの、同じ関係にある子会社に関する規定を置かないというのは、不整合であるように思われる。

ベルギーの協同組合についての新たな定義が法体系の異なるわが国に直ちに参考にはならないとしても、「協同組合とは何か」という観点から議論し整理することが求められる課題の一つである。

c 社会的協同組合

前述のように、新しいCSAは、社会的目的をもつ会社（SFS）の形態がなくなり、協同組合だけが社会的企業（entreprise sociale）の認証を受けることができること

となった。

この認証の要件は、①会社の主な目的が、人間、環境、または社会にプラスの社会的影響を生み出すものであること、②そのことが定款に明記されていること、③会社が株主（組合員）に分配する財務上の利益は、いかなる形であれ、法令で定める制限内であること、④残余財産は、会社の目的に可能な限り近い方法で行われること、⑤組合員が脱退する場合の払戻額は、出資額を上限とすること、⑥理事の報酬は原則として無償であること等となっている（CSA, art. 8:5、Arrêté royal du 28 juin 2019, art. 6）。

わが国にも公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平18・法律49、以下「公益認定法」という）があるが、この認定を受けることができるのは一般社団法人、一般財団法人その他一定の公益法人であり、協同組合は認定を受けることができないという点でベルギーなどEUの社会的企業の概念よりも狭隘である。

なお、2022年の労働者協同組合法（令2・法律78）の改正により、労働者協同組合の一類型として「特定労働者協同組合」が新設された。これは、労働者協同組合のうち、公益認定法に基づく公益法人与同等の非営利性を徹底した組合として都道府県知事の認定を受けた組合をいい（同法94条の2）、税制上、公益法人と同じ扱いがされている。

わが国の制度は、いずれも法人の行う事業によって便益を受ける者と事業を行う者とが分離しているが、社会的・経済的・環

境的課題を解決することに寄与するという視点でいえば、利害関係人が事業や活動に民主的な方法でコミットする協同組合形態が望ましいことが少なくない。かかる観点からすると、わが国の営利・非営利による法人形態の区分によるアプローチは少し狭隘すぎるように思われ、協同組合というものを旧来型の相互扶助組織から共通の目的のために利害関係人が協同する形態としても認識することが重要であろう。

(注13) わが国の協同組合法における非出資の協同組合に対する規整上の問題点等については、明田(2024)を参照願いたい。

(注14) ベルギーの協同組合の協同組合は会社(société)であり、出資(株式)の性質は会社による違いは基本的になく、議決権は株式に付着している権利としてとらえられている。これに対し、わが国の場合、協同組合は社団であると理解されており、組合員は社団の構成員として1人1票の議決権が与えられ、出資に議決権が付着しているわけではない。この点は、ISAの協同組合の出資は資本か負債かの議論をめぐる協同組合サイドの主張の背景にある各国の出資の概念には、各国によって違いがあり、各国の関係者の間に理解や認識に微妙な違いがあるが、この点、世界的に統一することの是非や可否も含め、協同組合のアイデンティティに関する議論の一環として整理することが必要であるように思われる。なお、協同組合の出資に関する英訳として share や nominal value という訳語を当てる場合、その受け取り方が人によって異なることがあることに留意が必要である。

(2) アイルランドからの示唆

アイルランドについては、まだ法律案起草の最中で細目はまだ明らかになっていないが、技術的な見直しを除けば、ベルギーと同様、協同組合の定義づけをICAの定義と協同組合原則を念頭に整理しようとしている。これは第1に学ぶべき点であろう。

協同組合法制定の議論は、ここ20年来の

ことであり、遅々としてすすまない感じを受ける。様々な理由はあるだろうが、学ぶべきことは改正の内容というよりも法律整備のスタンスと協同組合の現状や現代的文脈のもとで協同組合に期待され、かつ、果たし得る役割、およびそれを支える協同組合の法的枠組みに関し、協同組合関係者、研究機関参加のもと、国家主導によるレビューが実施されてきているということであろう。

しかも、今回の公開協議(パブリック・コンサルテーション)は、法律案の起草前に行われ、国会でも利害関係団体からの提出意見に対する政府のスタンス、法律が実世界に与える影響分析などを踏まえ、両院議会議員による合同委員会の場において事前審査を行うなど時間をかけた議論がなされている。130年ぶりの大改正だからという点もあろうが、それだけではないであろう。わが国の協同組合法の改正や新法の立案では、法案提出について一定の方向付けをしてもらうため、事前に研究会や審議会等で報告書のとりまとめが行われることが多い。これもすでにある程度固まっている改正内容についての権威づけのような位置づけにすぎないものが少なくなく、それとても各個別の協同組合法のなかでの議論であって、かつ、法律の中身にわたるような議論は行われなない。まして、協同組合法全般の見直しにかかるような議論にはならない。さらに、起草段階は非公開で行われ、法案起草後は形式的なパブリック・コメントの手続きに付されるのとは大きな違いであ

ろう。

おわりに

わが国の協同組合法制度は、多様な協同組合を包含したベルギーやアイルランドの協同組合法制とは異なり、各法律の目的に応じ、組合員資格と行える事業を限定（労働者協同組合法は、労働の場の提供という視点から、その行うことのできる事業については制度の趣旨に反するものを除き制限をしていない）した個別の協同組合法のみである。それゆえ、両国の制度と異なっており柔軟性に乏しく、過度に規範的な制度となっている。

この点が特に問題となるのは、一般的に認められた協同組合の価値や原則に従って協同組合を組織しようにも既存の協同組合法の枠に収まらないものは組織することができないという点である。具体的には、同じ理念や目的をもつ多様な利害関係が組合員となり協同組合を組織する、いわゆるマルチ・ステークホルダー型の協同組合は、現行の協同組合法のもとでは不可能ということである。この問題は、社会的協同組合といったものをどのように評価し位置づけるかという問題にも帰着する。

これに関しては、技術的には、労働者協同組合法のなかに労働者協同組合の一類型として労働者以外の利害関係人も参加できるような組織に関する規定を設けることが考えられよう。そして、これは現行の個別法の体系に影響を与えないで済む現実的な

解決策のように思われる。それ以外の方法としては、株式会社その他の企業体とは異なる組織的特質を反映した組織法として、①既存の協同組合法に基づく協同組合をも包含した協同組合一般に関する設立根拠法としての協同組合法を新たにつくる、あるいは②ベルギーのように会社の一形態として協同組合の組織的特質を反映した会社に関する規定を会社法のなかに設けるというのも、イデオロギー的な反感はあるにせよ理論的には可能であろう。組織としての協同組合の認知度を高めるという点では効果的な方法ではないかとも思われる。いずれにしてもその際には、既存の協同組合法との調整が必要になるが、縦割行政のなかではたして調整が可能か、また果たしてそこまでの現実的な需要があるかは疑問である。

最後に、今日、「協同組合基本法」に関する議論もあることから、ICAの協同組合に関する声明と法的規整との関係について私見を述べて終わりたい。

前述のように、協同組合が存在し、かつ、その効果的運営のために、協同組合とは何であるかを定義したり、規定したりすることは、法律が協同組合の精神に則って組織を設計・運営することを妨げるものでない限り、協同組合が発展するために必要不可欠というわけではない。なぜなら、協同組合のアイデンティティについては、自らの定款等の内部規範や実践を通じて明らかにすることができるはずで、運動論的にいえば、例えば協同組合の不分割準備金のよう

なテーマは、限定的であるにしても自らの定款で規定することこそが重要だと考えるからである。また、わが国の協同組合全般の発展のためというのであれば、協同組合振興のための外部基金制度のようなものを設定し、各協同組合が特定の剰余金や剰余金の一定割合を拠出するというようなことも考えるべきであろうし、そのための法的な措置を協同組合側から要求するというのも選択肢の一つであろう。

法制度は、理論だけでは成り立たない国家の政策の一側面であり、まずもって国としての協同組合政策を明らかにすることが求められよう。そのための大前提として、現代的な文脈のもとで、既存の制度の見直しが必要であるか否か、また、新たな立法が必要であるか否かについて、政府主導による、各分野横断的な過去、現在そして将来を展望した協同組合制度全般についてのレビューが必要不可欠のように思われる。国際協同組合年の2025年こそ、そのきっかけの年にすべきであろう。

<参考文献>

(ベルギー)

- Autenne, A. & H. Culot (2020), "Le nouveau Code des sociétés et des associations en Belgique," In: Bulletin Joly, Vol.2020, no. 3, pp.48-56.
<http://hdl.handle.net/2078/223070>
- Coates, A.(2013), "Belgium" In: *International Handbook of Cooperative Law*, D. Cracogna, A. Fici & H. Henry (eds), Springer. pp.251-269.
- De Cordt, Y. & H. Culot (2019), "La réforme du droit belge des sociétés." In: *Revue des sociétés*, Vol.2019, no.7-8, pp.435-449.
- Defourny, J., M. Simon & S. Adam (2002), *The Co-operative Movement in Belgium:*

Perspectives and Prospects, Editions LUC PIRE Brussels.

- Chambre des Représentants de Belgique (2018), "Projet de loi introduisant le Code des sociétés et des associations et portant des dispositions diverses," exposé des motifs, Doc. parl., Ch. repr., 2017-2018, DOC 54 3119/001.
<https://www.dekamer.be/FLWB/PDF/54/3119/54K3119001.pdf>
- Febecoop et SAW-B (2022), "Reforme du code des sociétés: quels impacts pour les cooperatives ? Decryptage et conseils pratiques a l'usage des entrepreneurs cooperatifs."
https://saw-b.be/wp-content/uploads/sites/39/2022/10/LivreRe%CC%81forme_WEB.pdf
- Garroy, S. (2022), "Cooperatives in Belgium in the Era of the Code of Companies and Associations: Current Dynamics and Prospects for Tax law and Non-Tax law." In: *International Journal of Cooperative Law*, IV, pp.260-276.
<https://hdl.handle.net/2268/289599>
- Graydon Belgium SA (2020), "Réforme du droit des entreprises et des sociétés : Qu'est-ce que cela change pour moi ?." <https://www.leslivresblancs.fr/livre/entreprise/droits-dentreprise/reforme-du-droit-des-entreprises-et-des-societes-quest-ce-que>
- Tilqun, T., JA. Delecorde & M. Bernaerts (2022), "A new paradigm for cooperative societies under the new Belgian code of companies and associations," In: *International Journal of Cooperative Law*, Issue III, 2020." <https://iuscooperativum.org/wp-content/uploads/2020/12/Issue-3-2020.pdf>

(アイルランド)

- Carroll, B. (2010), "An analysis of the co-operative sector in Ireland," A paper to the: Ninth International Conference of the International Society for Third Sector Research (ISTR).
https://cdn.ymaws.com/www.istr.org/resource/resmgr/working_papers_istanbul/carroll_wp10.pdf
- Carroll, B.(2013), "Ireland" In: *International Handbook of Cooperative Law*, D. Cracogna, A. Fici & H. Henry (eds), Springer. pp.467-478.

- Carroll, B. (2023), "Ireland's Proposed Co-operative Societies Bill 2022-p.148," In: International Journal of Cooperative Law, Issue V, 2023.
<https://iuscooperativum.org/wp-content/uploads/2023/03/Issue-5-2023.pdf>
- Co-operative Innovation Project (2016), "Plunkett Model of Co-operative Development," Part of Co-operative Innovation Project Final Report. Centre for the Study of Co-operatives, University of Saskatchewan.
<https://usaskstudies.coop/documents/cip-reports/4.plunkett-model-of-development.pdf>
- Department of the Taoiseach (2004), Regulating Better-A Government White Papersetting out six principles of Better Regulation.
<https://assets.gov.ie/3477/281118144439-cf60aac3e3504e6f9f62f0ccda38f203.pdf>
- DETE (2022a), "General Scheme Co-operative Societies Bill 2022," Dublin, Government of Ireland.
<https://enterprise.gov.ie/en/legislation/legislation-files/general-scheme-for-the-co-operative-societies-bill-2022.pdf>
- DETE (2022b), "Reform and modernisation of legislation regarding Co-operative Societies: Policy response to issues raised in public consultation," Policy Paper/report. Dublin, Government of Ireland.
<https://enterprise.gov.ie/en/publications/publication-files/reform-and-modernisation-of-legislation-regarding-co-operative-societies-policy-response-to-issues-raised-in-public-consultation.pdf>
- DETE (2022c), "Regulatory Impact Analysis-General Scheme of a Co-operative Societies Bill 2022."
<https://enterprise.gov.ie/en/legislation/legislation-files/ria-general-scheme-scarp.pdf>
- Doyle, P. (2019), "Civilising rural Ireland: The co-operative movement, development and the nation-state, 1889-1939," ISBN 978-1-5261-2458-6, Manchester University Press, Manchester.
<https://doi.org/10.7765/9781526124579>
- Forfás (2007), "Ireland's Co-operative Sector."
<https://enterprise.gov.ie/en/publications/publication-files/forf%C3%A1s/ireland-s-co-operative-sector.pdf>
- Hilson, M. (2017), 'A model co-operative country': Irish-Finnish contacts at the turn of the twentieth century, Irish Historical Studies, 41 (160), pp.221-237. doi:10.1017/ihs.2017.33
- Joint Committee on Enterprise, Trade and Employment (2023), "Report on the Pre-Legislative Scrutiny of the General Scheme of the Co-operative Societies Bill, 2022."
https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/committee/dail/33/joint_committee_on_enterprise_trade_and_employment/reports/2022/2022-12-02_report-on-the-pre-legislative-scrutiny-of-the-general-scheme-of-the-representative-actions-for-the-protection-of-the-collective-interests-of-consumers-bill-2022_en.pdf
- Timothy, G. (1994), "A Failed Institutional Transplant: Raiffeisen's Credit Cooperatives in Ireland, 1894-1914," *Explorations in Economic History* 31, pp.38-61.
(共通・その他)
- Cooperative Europe (2016), "The Power of Cooperation-Cooperatives Europe Key Figures 2015."
<https://coopseurope.coop/wp-content/uploads/2016/04/The-power-of-Cooperation-Cooperatives-Europe-key-statistics-2015.pdf>
- Copa-Cogeca (2015), "Development of Agricultural Cooperatives in the EU 2014."
https://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2014_2019/documents/agri/dv/copa-cogecareport_/copa-cogecareport_en.pdf
- 明田作 (2024)「協同組合法としての農協法の課題と論点」『協同組合法制の課題と新しい協同組合——協同組合法制度に関する提言——』日本協同組合連携機構〔近刊〕
- 産業組合史編纂会編 (1965)『産業組合発達史 (第1巻)』産業組合史刊行会

(あけだ つくる)

中国の個人カーボンアカウント（PCA） の推進状況

——金融機関主導のPCAを焦点にして——

主任研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

【要 旨】

中国では、温室効果ガス（GHG）の排出削減に向けては、カーボンインクルージョンの推進の一環として「個人カーボンアカウント」（PCA）という試みを実施している。PCAは、個人のGHG排出削減の状況の表示、削減量に応じたインセンティブの付与等のナッジにより、個人のGHG排出削減に取り組むように促進するためのツールである。

本稿では、金融機関主導のPCAに焦点を当てて3つの事例を取り上げながらその推進状況を明らかにしたうえで成果や課題を整理した。

金融機関主導PCAの事例からは、個人のGHG排出削減にかかるデータの可視化やインセンティブ付与により、個人のGHG排出削減に対する意識の向上と行動変容につながっていることが分かる。また、今後の推進に向けて、連携の促進や排出削減量の算定基準の統一化を図ること、個人によるGHG削減分を排出量取引市場に組み込むこと、国による推進コスト負担への支援が必要であることを指摘した。

目 次

はじめに

1 個人カーボンアカウント（PCA）とは

- (1) PCAの仕組み
- (2) PCA推進の背景

2 金融機関主導PCAの推進状況

- (1) 事例1：中央銀行支店主導の全国初PCA

- (2) 事例2：銀行主導初のPCA

- (3) 事例3：大手国有銀行初のPCA

3 金融機関主導PCAの考察

- (1) 推進状況への評価
- (2) さらなる推進に向けて

おわりに

はじめに

周知のとおり、最大の温室効果ガス（GHG、主にCO₂）の排出国である中国は、2020年の国連総会で2030年までにGHG排出量の頂点に達し、その後にGHG排出量を減少させ、2060年までにはカーボンニュートラル（GHG排出量を吸収量で相殺してネット・ゼロにする、炭素中立）を達成するという「3060目標」を表明した。

この「3060目標」の達成に向けては、産業構造の移行に加えて、国民の行動変容やライフスタイルの転換を促すことも重要であるとの認識の下、行政、企業、国民が協力して積極的にGHG排出削減への取り組みを行っている。

こうしたなか、地方政府、金融機関、企業等は、カーボンインクルージョン（碳普惠）の推進の一環として「個人カーボンアカウント」（以下、PCAと略）という試みを実施し、個人のGHG排出削減を促進している（注1）。金融機関の利用者数の多さや影響力の大きさなどから、金融機関によるPCAの推進が注目されている。

そこで、本稿では、中国で実証実験中のPCAという仕組みを概説し、金融機関主導のPCAに焦点を当ててその推進状況や課題を整理する。日本でも、環境省をはじめ、金融機関や企業が類似の取り組みを開始しているが、中国で浮き彫りになっている課題の整理は、日本の金融機関の今後の展開の参考となろう。

本稿の構成は以下のとおりである。次節ではPCAの仕組みを概説する。第2節では、3つの事例を通じて金融機関主導のPCAの推進状況を紹介する。第3節では、金融機関主導のPCAの成果や課題を明らかにする。終節は本稿のまとめと展望である。

なお、GHGの大半は炭素化合物であることから、本稿における「脱炭素」と「GHG排出削減」という用語は同じ意味で使用するものとする。

（注1）個人カーボンアカウントは中国語の「個人碳账户」という用語からの訳であるが、取組み主体によって「個人碳账本」や「個人碳减排账户」といった中国語も使われている。本稿は、これらを「個人カーボンアカウント」（Personal Carbon Account）とした。また、中国語の「碳普惠」については、「碳」はカーボン（炭素）、「普惠」は包摂や包括との意味で、大企業だけでなく、これまで十分にカバーされてこなかった中小企業や個人に脱炭素に向けた取組みへの参加を促すための政策ツールである。そのため、本稿はこの「碳普惠」をカーボンインクルージョンに訳した。

1 個人カーボンアカウント（PCA）とは

（1）PCAの仕組み

PCAの実証実験は積極的に行われているが、その定義は明確に定まっていない。盧楽書（2023）では、「消費者のGHG排出量を算定し、削減されたGHG排出量を消費者自身の資産として認証、登録、保有、取引という一連のプロセスを通じて、GHG排出削減の価値を明確にし、消費者の脱炭素行動を支援する手段」と定義されている。したがっ

て、PCAは、個人のGHG排出削減行動の状況を表示し、削減量に応じた少額のインセンティブ（報酬）を付与するナッジにより、個人が排出削減行動に取り組むように促進するためのツールと言えよう（注2）。具体的に、多くのPCAの仕組みは、第1図のように、①、②、③、④で構築されている。

①は個人脱炭素行動の設定である。PCAの運営主体は、それぞれ自身の運営体制を考慮のうえ脱炭素行動の対象となる利用シーンを設定し、利用者の同意を得たうえでデジタル技術を用いて自動的にデータの収集を行う。個人の脱炭素行動には、徒歩、公共交通機関の利用等の低炭素移動や光熱水料金等のオンライン支払等の電子決済が多く設定されている。

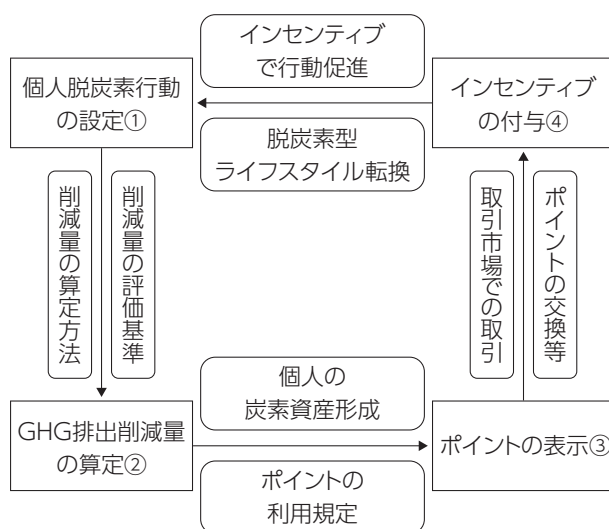
②と③はそれぞれGHG排出削減量の算定とポイントの表示である。運営主体は、中華環境保護聯合会（生態環境部が主管の政府系団体）が22年に発表した「住民のグリー

ン・脱炭素行動によるGHG排出削減量の数値化ガイドライン」に基づいて、個人脱炭素行動に伴うGHG排出削減量を算定することができる（注3）。運営主体は、GHG排出削減量の算定を行った後に、炭素ポイント利用規定を用いて個人に対し排出削減量に応じたポイントを表示する。

最後の④はインセンティブ付与である。運営主体は、ポイントを算定・表示したうえで個人向けのポイント制度を構築する。インセンティブは、商品券や割引券等のような商業的なインセンティブ、環境行政によるカーボンニュートラル取組み認定の証書発行等のような政策的インセンティブ、借入金利優遇等の金融的インセンティブに分けられる。

この仕組みから、PCAは個人のGHG排出削減量や環境配慮行動の実施状況等のデータを客観的に収集し、ナッジ等の行動科学の知見と組み合わせることで個人の脱炭素に向けた行動変容を促すものと理解できる（注4）。

第1図 個人カーボンアカウント(PCA)の仕組み



資料 盧楽書(2023)をもとに著者作成

（注2）ナッジ（nudge）とは、注意を引くためにある行動をそっと押すとの意味であり、小さなきっかけで個人の意思決定に影響を与え、より良い選択を自発的に取れるように手助けする行動科学に基づいた手法である。

（注3）このガイドラインでは、衣食住、移動、日常用品の購入、ワーク、デジタル金融といったカテゴリーで脱炭素行動40項目を明記しているほか、個人の脱炭素行動によるGHG排出削減量を評価するための基本原則や方法も規定している。このガイドラインを採用すれば、科学的にGHG排出削減量を算定・評価できるとされる。

（注4）中国ではPCAは個人の脱炭素に貢献できるとの見解が多数を占める。日本でもその効果が認められている。環境省（2024）によると、自家用車や公共交通機関での移動距離等に基づい

て個人のカーボンフットプリントが表示されるスマートフォン等のアプリケーションシステムを開発し、予備的な実証実験で日々の環境配慮行動の実践を促したところ、カーボンフットプリントの表示のみでは効果が見られなかったが、環境配慮行動の実施数に応じて金銭的価値のあるポイントを付与することにより、効果があると実証された。

(2) PCA推進の背景

中国発のPCAは、中国におけるカーボンインクルージョンを推し進めるために、15年前後にアントフォレスト（蚂蚁森林）によって構築されたと言われている（注5）。このカーボンインクルージョンは、大企業だけでなく、これまで十分にカバーされてこなかった中小企業や個人等による脱炭素行動に取り組むよう導くための政策手段で、カーボンニュートラル達成に向けては各種の優遇政策や取引制度を包括的に実施するものである（第2図）。

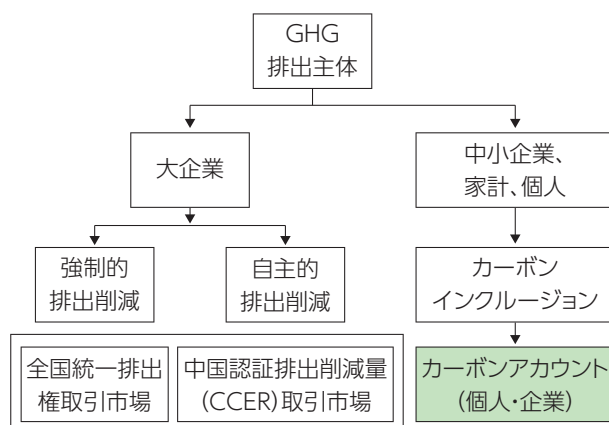
PCAを含むカーボンインクルージョンを初めて実施したのは広州市政府であった。市政府は、脱炭素行動の設定、GHG排

出削減量の算定基準の策定、インセンティブ制度作り、関連企業との連携を行うなど主導的な役割を担った。市政府の信用力を背景に、PCAで得られるポイントが個人の炭素資産として取引市場で取引可能になるとの参加期待もあり、多くの市民がPCAに参加した。このような地方政府主導のPCAは、15年以降各地方政府が相次いで実施し始めた。特に20年の「3060目標」の表明後にはさらなる広がりを見せている（注6）。

また、デジタル技術の進歩もPCA推進の背景の一つとして挙げられる。これまでは日常生活で排出されるGHGに関するデータが零細かつ分散していたため、データの収集が難しく、クレジット化が難しいとされてきた。しかし、近年はビックデータ、ブロックチェーン、クラウドコンピューティングといったデジタル技術を用いて、衣食住や移動、電子決済をめぐる様々な利用シーンにおける個人脱炭素行動の可視化や定量化ができるようになった。

こうしたなか、「インターネット関連企業」、「地方政府」、「金融機関」、「一般企業」はそれぞれPCAを精力的に推進している。気候変動に関する政府間パネル（IPCC、2022）は、2050年までに人々が自分の消費行動やライフスタイルを変容すれば、需要側が排出するGHGの40～70%を削減することができるとのシナリオを示した。中国の研究機関である中国科学院（2021）は、中国の年間GHG排出量100億トン超の半分を一般家庭（国民の消費活動）が占めていると報告している。これらを踏まえると、個

第2図 中国のカーボンインクルージョンの概念図



資料 中国碳中和50人論壇(2022)をもとに筆者作成

(注) CCERはChinese Certified Emission Reductionとの略である。

人や家庭によるGHG排出量は無視できないほか、消費者の行動変容で生産者の生産活動で排出される炭素削減を促すこともできるため、PCAの推進は最大のGHG排出国にとって意義が大きいと考える（注7）。

（注5）世界最大の個人脱炭素行動を促進するためのプラットフォームと言われるアントフォレストは、アリババグループ傘下の金融サービス提供集団であるアント・ファイナンシャルの決済サービス「アリペイ（支付宝）」のなかに構築されたサービスである。操作画面でユーザーの徒歩やオンラインで水道光熱料金の支払等により、GHG排出量を減少させることでグリーンエネルギー（一種のポイント）を獲得するとともに、そのエネルギーでアリペイのなかでバーチャルの木を育成できる。木が一定程度成長すると、公益組織や提携先が本物の木を植える。

（注6）地方政府主導のPCAについては、中国碳中和50人論壇（2022）、生態環境部環境と経済政策研究中心・美国環保協会北京代表処（2024）、王婷（2024）を参照されたい。

（注7）環境省（2024）『令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』72～81頁によると、日本でも国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、22年に企業や地域等がポイントを発行する取組みを支援する、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を開始したほか、脱炭素・循環型へのライフスタイルの転換を加速させるため、24年に「くらしの10年ロードマップ」も公表した。

2 金融機関主導PCAの推進状況

中国の金融機関は、金融サービス提供の強化と顧客囲い込みによる自身の成長のために、PCAが必要なものと捉え、それを推進していると見受けられる。こうしたなかで、18年から金融機関主導のPCAが試験的に開始され、20年以後は20行以上がPCAを展開している。以下では、金融機関が発表する「環境情報開示報告（TCFD）」などの

公開資料や記事をもとに、3つの事例におけるPCAの推進状況を紹介する。

（1）事例1：中央銀行支店主導の全国初PCA

事例1の所在都市は、浙江省の西部に位置し、17年に国が推進しているグリーンファイナンスのイノベーション拠点に指定されている。その一環として中国人民銀行同市支店（以下、中央銀行支店）は、発展改革委員会、生態環境局などの市行政部門、管内の金融機関と連携して18年に中国初の中央銀行支店主導のPCAを始動した（第1表）。

運営開始の当初は、公共サービス料金のオンライン決済、バスや鉄道等公共交通機関の選択、徒歩やネットショッピング等の日常生活という3つの利用シーンしかなかった。20年以降、ごみ回収等の資源循環利用、EV自動車購入、節水節電に拡充した。そして、同市と浙江省の算定基準および国の算定基準をもとに北京綠色交易所が開発した算定方法を用いて、決済や公共交通機関の選択からのデータだけでなく、光熱水使用量の測定機器からのデータも利用され、個人利用者のGHG排出削減量の算定・評価を行うことができるようになっている（第3図）。

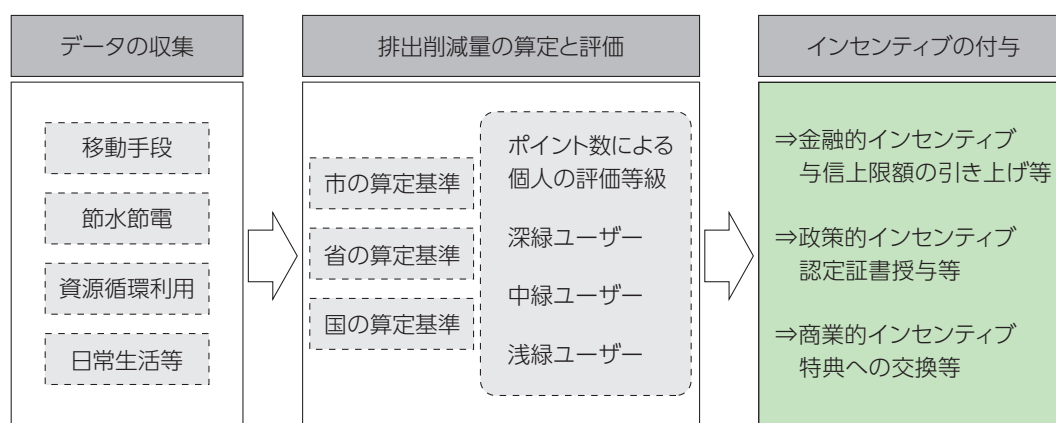
実際のPCAの算定状況を紹介する。市内の黄さんは、自宅から勤務先の距離が7.8kmあり、マイカーの車種は小型乗用車のVWゴルフとする。北京綠色交易所が公表した算定方法によると、マイカーの代わりにシ

第1表 金融機関主導の個人カーボンアカウント (PCA) 事例

	リリース年	連携・提携先	利用シーンの設定	インセンティブの付与
事例1	2018年	市の発展改革委員会、生態環境局などの市行政部門、管内の金融機関、北京綠色交易所等	公共サービス料金のオンライン決済、公共交通機関の選択、日常生活、資源循環利用、EV自動車購入、節水節電等	ポイント数に応じて個々の利用者を浅緑・中緑・深緑に分け、特典への交換だけでなく、借入上限額の引き上げ、借入金利優遇の享受、借入手続きの簡略化もできる
事例2	2022年	上海環境能源交易所、深圳生態環境局、大手インターネット企業等	公共サービス料金のオンライン決済、電子クレジットカードの発行申請、公共交通機関の選択、日常生活、資源循環利用、EV自動車購入等	送金手数料の無料化、クレジットカードの手数料負担の減免、ショッピングの割引券といったサービスの提供、貧困扶助支援などの公益活動への参加、特典の交換ができる
事例3	2022年	北京綠色交易所等	金融サービスにおけるほぼすべての場面、公共交通機関の選択や資源循環利用等のような盛り沢山の項目がある	クレジットカードの利用枠の拡大、買い物分割払い・リボ払いの利用、支払割引サービスの享受、特典への交換等ができる

資料 各種公開資料をもとに著者作成

第3図 事例1のイメージ



資料 各公開資料をもとに著者作成

エアバイクを選択することによって1日当たりのGHG排出量が3.82kg削減でき、この年間GHG排出削減量は約1,000kgとなる。また、公共サービス料金を電力会社や水道局の営業所を通じて支払ってきた彼は、支払をオンライン決済に切り替えることによりエネルギーが節約され、支払1件当たりのGHG排出削減量が7.05kgと試算される。

また、事例1では、個人利用者のポイント数によって「深緑ユーザー」(削減大使)、「中緑ユーザー」(削減達人)、「浅緑ユーザー」(削減名人)に分けられている(第3図)。

ランクが最も高い「深緑ユーザー」は、有機野菜・果物や提携先の商品券といった特典への交換だけでなく、金融機関からの借入れ上限額の引き上げ、借入金利の優遇、借入れ手続きの簡略化といった特典も享受できる。

さらに、中央銀行支店はPCAの利用を一層推進するため、市内金融機関におけるPCAの取組み基準を統一した。そのため、金融機関の業態が異なってもPCAユー

ザーのポイントが相互利用できるようになった。こうした取組みの結果、市民がPCAを積極的に利用する意欲が高まり、同市の市民による脱炭素行動が広がりつつある。

中央銀行支店によると、24年7月時点の同市市民のPCA利用者数は218万人、市常住人口の95%を占めている。これらの個人脱炭素行動によってCO₂換算の累計GHG排出削減量は5.9万トンとなった。また、市内金融機関のPCA関連の貸付額は累計で180億元（約3,600億円）、金利優遇サービスの利用件数は累計8.9万であった。さらに、事例1は、中国の気候変動への取組み事例と「中国対応気候変化的政策与行動2022年報告」に盛り込まれ紹介されている。

(2) 事例2：銀行主導初のPCA

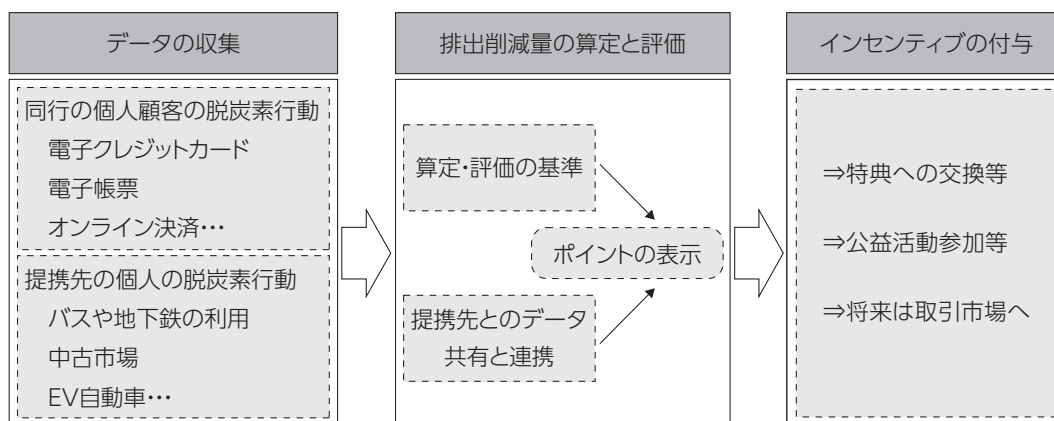
事例2は株式制商業銀行（株式会社の形態を採用する中国全土で営業を行う商業銀行）によるPCAである。22年にカーボンインクルージョンの推進の一環としてPCAを構築した。同行のデビットカードとクレジ

ットカードアプリの電子クレジットカードを通じてオンライン決済などからのデータを収集し、事例1と同じく自ら排出削減量の算定と評価を行い、インセンティブ付与を行っている（第4図）。

同行の個人顧客は、公共サービス料金のオンライン決済、電子クレジットカードの発行申請ができる。しかし、これらの利用シーンに限られるため、同行はPCA開始に伴い脱炭素プラットフォーム（低炭素エコシステム）もリリースした。クレジットカードの国際ブランドである中国銀聯、Visa、マスターカード、国際航空、厦門航空、海南航空、華為、テンセントなどの提携先と共同で構築されたこのエコシステムは、同行の個人顧客以外のPCA利用を促進している（注8）。このエコシステムの提携先（会員）は23年末時点に23社であった。

排出量の算定方法は、上海環境能源交易所が提供した方法を利用している。PCAのなかには、脱炭素関連知識の宣伝・普及、カーボン計算機という機能も備わっている。

第4図 事例2のイメージ



資料 同行が公表した資料等をもとに著者作成

また、高度な安全技術や暗号化アルゴリズムを使用しており、データの収集から利用までPCAの利用安全性は確保されているという。

事例2は、PCAについて23年に初めて中国銀聯とデータの共有と連携を実現した(注9)。これにより、利用者は多様な脱炭素行動への体験が可能となる。同行のPCA利用者は同行のクレジットカードアプリに登録すれば、中国銀聯が提供する利用シーンである公共交通機関の選択やオンライン決済等も利用できるようになった。これらの連携によって、事例2は、金融サービス以外の娯楽、移動、オンライン映画館チケット購入、EV自動車の充電サービスといった利用シーンに拡充している。

事例2のPCAは、「グリーンエネルギー」というポイントを個人利用者に付与している。このポイントは、事例1と同じく特典への交換に利用できるが、貧困扶助や植林等の公益活動に参加できるほか、自動車の割引利用券、デジタルグッズ、クレジットカード手数料の減免や財務アドバイザーからの資産運用の助言などの多彩な特典への交換とサービス利用もできるようになっている。

PCA開始2周年の24年4月時点、同行のPCA利用者数は1,000万人を上回っている。これらの個人の脱炭素行動によってCO₂換算の累計GHG排出削減量は4.5万トン以上となった。また、事例2は、23年度の銀行業界ESGグリーンファイナンスモデル事例と取り上げられた。さらに、中国人民銀行が

主導で策定する「銀行における個人顧客向けのPCAサービス提供に関する指針」(銀行版PCAガイドライン)に参加・協力している。

(注8) 事例2の取組みは、アリババの「88碳账户」と類似していると考える。この「88碳账户」は、アリババがもつ技術の優位性と広範なネットワークを活用しながら、自らエコシステムを構築し、ビジネスの上流から下流まで脱炭素的な消費行動を促す取組みを展開している。

(注9) 中国銀聯は、21年8月から上海環境能源交易所と浦発銀行と共同で「低炭素計画」というプラットフォームを構築した。「雲閃付」というクレジットカードアプリを利用し、利用者がクレジットカード発行を申請すれば商品券を得られるほか、地下鉄やバスの利用時のキャッシュバックやポイント還元のようなサービス提供、自動車ローンの分割払手数料優遇等を受けることができる。

(3) 事例3：大手国有銀行初のPCA

事例3は大手国有銀行初のPCAであり、22年3月に億単位の個人顧客を対象にPCAを開始した。同行は同行のネット銀行やモバイルバンキング、生活APPを利用した決済データ、高速道路車載器に差し込むETC利用料金の決済などの多様な利用シーンからデータを自動収集し、北京綠色交易所(旧北京環境交易所)が提供した算定方法をもとにGHG排出削減量の算定・評価を行っている。

同行は、事例2のエコシステムのような生活アプリも構築している。そのため、金融サービスにおける利用シーンは、オンラインでの決済、振替・送金、資産運用、資金の借入申請、クレジットカードを使った商品代金の支払等がある。また、公共交通機関の利用、地下鉄利用、ETC利用、徒歩、シェアバイク利用、公共サービス料金など

のオンライン決済、無感決済、中古品のリサイクルにも利用できるようになっている(注10)。

同行は、創設70周年となる24年には、PCAの推進強化の一環として中国銀聯と全面的にデータの共有および連携することを発表した。事例2と同じく利用シーンの共同設定、特典などへの交換も相互利用できるようにしている。インセンティブの付与については、事例10と事例2と大きな差がないが、同行も、リスク管理ができる範囲で個人利用者のクレジットカードの利用枠の拡大、分割払の手数料優遇などのサービスの利用、提携先のポイントやクーポン券を含む多様な商品への交換ができる。

同行が発表した報告によると、24年6月30日時点のPCAの利用者数は取組み開始から累計で1,000万人弱となり、これらの個人の脱炭素行動によってCO₂換算の累計GHG排出削減量は3.6万トン以上となった。また、同行は、事例2と同様にPCAへの取組みが評価されたことで、中国人民銀行が主導で策定する「銀行版PCAガイドライン」に参加・協力した。さらに、行員(30数万人)をターゲットとしたPCAも積極的に推進されている。オンライン会議や貸出審査、グリーンオフィス、スマート食堂への取組み強化で行員の脱炭素意識を高めることができたという。

(注10) 無感決済とは、高速道路のETCのような感覚で、端末に接触することなく、通るだけで決済が可能になる決済方式のことである。例えば、スマートフォンなどを携帯していれば、タッチなどすることなく、改札をそのまま通り抜けることができる。

3 金融機関主導PCAの考察

これまで紹介した3つの事例から、金融機関主導PCAの推進状況に対する評価とさらなる推進に向けた課題を整理する。

(1) 推進状況への評価

いずれの事例もそれぞれGHG排出削減量を発表しており、それらを確認すると削減量は多くないが、削減につながっている事実から、PCAは脱炭素に貢献していると言える。

しかし、現時点の削減よりもむしろ、金融機関がPCAを通じて利用者に脱炭素への積極的な宣伝や啓発活動を行い、個人の環境意識を向上させていることが中長期的には重要である。民間コンサルティング会社WIETOPとアリババが発表した「中国若年層低炭素生活白書2023」によると、約8割の若年層が低炭素という言葉を認知しており、主に移動、日常生活、スポーツ・アウトドアの場面で脱炭素行動を行っていることが分かる。「中国持続消費報告2023」では、PCAが脱炭素的消費を促すことができるのか」という設問に対して、77.3%の消費者が「できる」と回答している。また、「中国カーボンインクルージョンの発展と実践進展報告(2023年)」によれば、PCAが中国国民の低炭素意識を大きく向上させてきたと評価している。前述のとおり、地方政府やインターネット企業などPCAの運営主体は多様であるが、なかでも金融機関は個人顧客

数が多いことから、金融機関のPCA推進はその意識向上において大きな役割を担っていると考えられる。

さらに、事例では中央銀行の支店、株式会社商業銀行、大手国有銀行がそれぞれPCAを推進しているが、共通点は、いずれも行政や他業態との提携や連携を行っていることである。例えば、GHG排出削減量の算定・評価基準については、北京綠色交易所や上海環境能源交易所によって開発・提供されている。また、この連携で利用者は金融機関の個人顧客に限らず、誰もが利用できるプラットフォームの構築によってPCAのユーザーを増やしていることも特徴的である。さらに、異なる業態間のデータ共有と連携が進んでいることが、ユーザーのPCAへのアクセス率を向上させている。このように、他業態とともに取り組めることが、金融機関主導PCAの推進過程において進んでいることを評価しなければならない。

(2) さらに推進に向けて

本稿で取り上げた事例の推進状況からは、事例2と事例3のPCA利用者はまだ少なく、PCAのさらなる推進・普及に向けて以下の課題やボトルネックの解消が必要であると考えられる（注11）。

第1は、利用者の少なさには、データ安全性への懸念があるので、これを軽減・解消する必要がある。個人データ収集にあたって、開設されるカーボンアカウントの画面上に「個人情報保護の規定やプライバシー利用規約同意書」を提示し、利用者の同

意を得ること、プラットフォーム上に、名前や住所といった個人情報を匿名化技術で隠すようにすること、地図アプリ事業者、決済機能を有するプラットフォーム運営事業者、通信会社や公共交通機関などと連携し、個人情報が特定できる項目を取り除くことなどへの取組み強化が求められる。

第2は、金融機関主導PCAの推進状況から組織間連携が進んでいるが、これに加えPCA間のデータ共有・連携も一層進めていく必要がある。これにより利用者の積極性を阻害する要因を取り除くことができる。利用者は一つの銀行だけでなく、複数銀行を利用しているので、脱炭素行動で得たポイントが各金融機関のPCAプラットフォームに分散しているからである。ただし、データ共有・連携は、積極的な利用者を増やす一方、ポイントの重複算定が発生するおそれもある。重複算定については、ブロックチェーン技術や利用規定による規制などである程度が解消されるだろう。

第3は、削減量の算定・評価基準の曖昧さである。これについては、第2節に述べた中華環境保護聯合会「住民のグリーン・低炭素行動によるGHG排出削減量の数値化ガイドライン」の利用促進や改正が必要である。もっとも正確なGHG排出量の算定は難しいが、利用する水準点を示すベンチマーク基準や排出係数を時代の変化に伴い調整しなければ、各金融機関のPCA間で大きな差が生じることになるだろう。

第4は、個人の削減意識をさらに高めるために排出量取引市場への個人の参加を速

やかに検討することである。脱炭素行動で得られるポイントの一部は、銀行のPCA内で利用されるが、残りのポイントは、将来排出量取引市場（クレジット取引所）で取引されることを目指している。企業が自社の排出量のオフセットとして利用可能となれば、個人のPCA利用率はさらに高まると見込まれる。

もっとも、個人の削減量は少ない。例えば、1人で1年間に削減できる量は最大1トンであり、現在のCO₂排出量取引市場の価格に基づき計算すると、その価値は100円（2,000円）にもならない。また、排出量データの不正問題への懸念もあり、第3者による個人データへの精査が必要であることから、排出量取引市場への個人の参加には時間を要すると思われる（注12）。

第5は、金融機関主導PCAのインセンティブ付与にそれなりのコストがかかることである。事例2と3では、ESG経営やサステナビリティを積極的に推し進める金融機関として、インセンティブ付与に必要な資金を自ら拠出することでサービスの割引券、金利の優遇、手数料の減免、連携他社の各種サービス優遇等が利用可能となっている。しかし、PCAが中小金融機関への拡大を目指すならば、取組みコストは政府の補助金や支援金、提携・連携先からの支援を必要とするだろう（注13）。

（注11）王婷（2024）でも、各金融機関の脱炭素行動設定の不統一、データ収集や分析などの過程での漏えいや改ざんへの懸念が依然根強いこと、排出量の算定基準の不統一や曖昧さ、自立的な収益モデルの構築ができない点が課題として指摘されている。

（注12）劉世錦氏（元国務院発展研究センターの副主任）は、「カーボンアカウントやカーボンアカウントリングを重点とした基礎的制度作りを加速させなければならない。各地方は、企業やそのほかの機構がPCAを含むカーボンアカウントの開設を拡大・普及させる必要がある。条件が整っている地域では、PCAによる個人のGHG削減分を排出量取引市場に組み込むことができる」との見方を示している。他方、アントフォレストの低炭素を促進するプロジェクトチームリーダーの王小穎氏は、PCAに脱炭素行動の提唱・普及が現段階においての主要目標である。急いで排出量取引市場への個人の参加を進める必要性はなく、PCAは公益プロジェクトとして推進されるべきであろうとの見方を示している。

（注13）PCAに取り組んでいる銀行によれば、金融サービス提供と個人顧客の脱炭素行動を有機的に結びつけることで、カーボンニュートラル達成に必要な脱炭素意識を向上させることや、銀行自身のサービス提供分野の拡大や新たな価値提供によって顧客とのつながりを強化するほか、潜在的顧客の獲得やサステナビリティ経営を宣伝するとの効果も期待される。

おわりに

脱炭素社会の転換に向けては、企業だけでなく、個人もその役割を果たしていく必要がある。私たち一人ひとりの小さな脱炭素行動の積み重ねが大切である。個人にできることがたくさんあると考えて実行に移すことがカーボンニュートラル達成のカギになるかもしれない。中国では、PCAはまさにその意識を高め、個人が実際の行動に移すことでライフスタイルを転換し、質の高い暮らしを実現していくとの理解が深まりつつある。

これまでの金融機関主導PCAの事例からは、脱炭素にかかるデータを「見える化」（可視化）することやインセンティブ付与により、個人の脱炭素意識の向上と行動変容

につながっていることが分かる。今後の推進に向けて、データ安全性の強化、連携の促進、排出削減量の算定・評価基準の統一化、個人によるGHG削減分を排出量取引市場への参加可能とすることのほか、国による推進コスト負担への支援も必要であると考えている。

今後これらの動向を注目していきたい。

<参考文献>

- ・王婷（2024）「消費者の行動変容を促す個人カーボンアカウント制度構築の試み」JRIレビュー、Vol.5、No.116、41～60頁
- ・環境省（2024）『令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』72～81頁
- ・国務院（2021）「2030年前碳达峰行动方案」（2030年までの炭素排出ピークアウトに向けた行動方案）、10月26日発表
- ・国家発展改革委員ほか（2022）「促進綠色消費实施方案」（グリーン消費の促進に関する实施方案）
- ・蒋惠琴ほか（2024）「“個人碳账户”政策能否减少城市居民生活用电碳排放？——基于浙江省衢州的实证研究——」『都市発展研究』31巻、1期、104～111頁

- ・商道諮詢・界面新聞（2023）「2023中国可持續消費報告」（中国の持続的消費に関する報告2023）
- ・新華社（2024）「中共中央 国務院關於加快經濟社会發展全面綠色轉型的意見」（中国共産党中央委員会と国務院の經濟・社発展における全面的グリーン転換の加速に関する意見）8月11日付
- ・生態環境部宣傳教育中心・中華環保聯合会碳普惠專業委員會（2023）「中国碳普惠发展与实践进展报告（2023）」（中国のカーボンインクルージョンの發展と進捗報告）
- ・生態環境部環境与經濟政策研究中心・美国環保協會北京代表处（2024）『中国碳达峰碳中和政策与行動（2023）』（中国の炭素排出ピークアウトと炭素中立の政策および行動）
- ・中金公司研究部・中金研究院（2021）『碳中和經濟学』（炭素中立經濟学）中信出版社
- ・中国科学院・丁仲礼（2021）『中国“碳中和”框架路線図研究』（中国の炭素中立達成に向けた枠組み・ロットマークの研究）
- ・中国碳中和50人論壇（2022）『個人碳账户研究設計』（PCAの研究動向）
- ・劉飛・周飛（2023）「個人碳普惠：实践模式、理論溯源及政策思考」（個人カーボンインクルージョンにおける実・理論・政策）『西南金融』第04期、46～56頁
- ・盧榮書（2023）『碳账户』（カーボンアカウント）中信出版社

（オウ ライケン）

困難な時代に高い評価を受けて

来年は二度目の国際協同組合年

国連は来年(2025年)を2012年以来二度目の国際協同組合年(International Year of Cooperatives=IYC)とする旨総会で決議しました。同決議では、すべての加盟国に対し、協同組合を振興(英語ではpromote)し、SDGsと社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高める方法として、IYCを活用することを促す、としています。

国連は2001年に「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」を採択し、各国政府の協同組合政策の指針として提供するなど、一貫して協同組合を高く評価しています。

それでも同じテーマで二度目の国際年は異例です。

日本国内でも

日本政府の「SDGs実施指針」では、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて(中略)SDGsへ貢献していくことが期待されている。」と述べています。

また、2022年に労働者協同組合法が施行されました。わが国で実に44年ぶりの新しい協同組合法です。

国連決議は協同組合を万能薬のように褒めている

協同組合が評価され、期待されています。

なぜ今、評価・期待があるのでしょうか。

もちろん、これまでの実績が前提です。先述の国連決議でも、協同組合への期待として、人間らしい雇用、貧困・飢餓の解消、教育、社会的保護、金融包摂、住宅創出、包摂的社会の構築、食料安保、デジタル格差解消などを掲げています。これら課題の解決に実績があるからこそその評価・期待です。

困難な状況下で期待される

加えて、私は、現代が極めて困難な時代であるから協同組合は期待されていると感じます。ロッチデール組合が初の近代的生協として誕生したのは産業革命直後のイギリスです。目覚ましい進歩の陰で労働者の生活は困難を極めていた。だからこそ彼らは協同組合を作ったのです。明治維新の意義は言うまでもありませんが一方で格差は大きく、特に農村の疲弊は著しかった。そうした中で1900年

(明治33年)にわが国初の協同組合法「産業組合法」が制定されました。

戦争、格差、貧困、気候変動、パンデミック、分断……。加えて日本では急激な人口減少、地域社会の疲弊が進んでいます。国連は昨年、SDGsのターゲットのうち順調に推移しているのは15%と報告しています。

事業を通じた課題解決

私は協同組合への評価・期待の前提は、「事業を通じた課題解決」にあると感じます。人々のニーズや願いの実現のため政府等は税収入を原資に、NPO法人は寄付等を原資に活動します。一方で、協同組合は社会的目的の達成と経済性(事業としての収支確保)を両立してきた、これは得難いこと、困難なことで、それを実現していることは素晴らしい、と。

JAグループも両立の事業方式をいくつも生み出してきました。農業生産者は多数、豊不作を伴う、輸送は高コスト、流通・加工など実需者は大規模、需要は多様、等の条件下で共販を確立し、農業者・農村の所得を実現してきました。小売業の前提は品揃えと安定供給ですが、通常、地場産だけでこれらをクリアすることが困難ななか、ファーマーズマーケットという事業方式を生み出して、農業生産を促し、消費者に評価され、農産物輸送に伴うCO₂を削減しています。

現在ではJAグループとして当たり前になっている事業方式も、当時の課題の解決のため工夫して見出されたのだと思います。

課題解決に挑戦したい。もって組織を存続、発展させたい

労働者協同組合では、困難を抱えるお子さんを含めた子育て支援や障がい者支援を、事業として(即ち採算を確保しつつ)実現しようと挑戦されています。過疎地を広く抱えるある生協は、約90台の移動購買車を走らせ、採算を確保しつつ、買い物弱者を支えています。食品トレー、廃食油、古着などを含めたりサイクル事業を黒字化している生協もあります。いずれも役職員による実務構築と組合員の参加によって成り立っています。これらの協同組合組織は、いずれも試行錯誤しつつ成長の芽を見出していると感じます。

協同組合全体への追い風をJAグループが活かすためには、JAグループ自身が、今、社会や地域が抱えている課題の解決に挑戦すること、そのために必要があれば、他の協同組合との連携強化を含め、新たな事業方式を興す、あるいは、既存の事業方式の見直しに挑むことが求められると感じます。

(日本協同組合連携機構(JCA) 代表理事専務 比嘉政浩・ひが まさひろ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(51)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(51)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(51)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(52)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(52)
6. 農業協同組合 主要勘定	(52)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(54)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(54)
9. 金融機関別預貯金残高	(55)
10. 金融機関別貸出金残高	(56)

統計資料照会先 農林中金総合研究所コーポレート企画部
T E L 03 (6362) 7700
F A X 03 (3351) 1159

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共 通 計
2019 . 8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
2020 . 8	64,736,441	605,609	34,329,201	19,491,119	48,698,768	18,904,699	12,576,665	99,671,251
2021 . 8	65,142,297	311,432	32,468,503	16,951,501	43,502,363	20,555,642	16,912,726	97,922,232
2022 . 8	64,001,960	330,010	35,599,711	18,618,602	43,888,783	17,535,647	19,888,649	99,931,681
2023 . 8	65,439,283	436,791	34,679,533	21,731,956	45,298,600	15,108,855	18,416,196	100,555,607
2024 . 3	62,561,777	379,548	29,402,139	19,581,196	43,986,241	14,715,548	14,060,479	92,343,464
4	61,364,524	393,544	33,252,335	17,827,461	45,497,119	15,313,870	16,371,953	95,010,403
5	59,826,883	393,214	30,894,996	13,756,076	45,697,610	15,473,556	16,187,851	91,115,093
6	59,970,577	403,858	31,541,367	14,053,515	43,978,149	15,255,780	18,628,358	91,915,802
7	59,095,272	382,410	28,324,725	13,483,390	41,063,373	15,247,869	18,007,775	87,802,407
8	58,146,761	363,531	26,743,559	16,640,243	39,426,962	15,077,543	14,109,103	85,253,851

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2024年8月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	46,894,431	-	2,227,217	445	388,235	-	49,510,328
水 産 団 体	1,783,957	1,300	99,602	4	3,039	-	1,887,903
森 林 団 体	2,569	-	6,409	9	208	-	9,195
そ の 他 会 員	1,096	-	14,587	-	-	-	15,683
会 員 計	48,682,053	1,300	2,347,815	459	391,482	-	51,423,109
会 員 以 外 の 者 計	721,174	3,668	618,513	71,662	5,306,288	2,348	6,723,653
合 計	49,403,227	4,968	2,966,328	72,121	5,697,769	2,348	58,146,762

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 79,756百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2024年8月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	594,629	126,968	31,804	-	753,402
統 開 拓 団 体	-	-	-	-	-
水 産 団 体	28,625	734	9,293	-	38,652
森 林 団 体	1,310	533	2,668	11	4,522
そ の 他 会 員	970	190	20	-	1,180
会 員 小 計	625,535	128,425	43,785	11	797,756
その他系統団体等小計	120,417	3,644	70,817	-	194,878
等 計	745,952	132,069	114,602	11	992,634
関 連 産 業	5,340,325	38,602	1,035,878	1,574	6,416,379
そ の 他	7,494,275	265	173,991	-	7,668,531
合 計	13,580,552	170,936	1,324,471	1,584	15,077,544

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2024. 3	10,054,019	52,507,758	62,561,777	-	379,548
4	9,890,615	51,473,909	61,364,524	-	393,544
5	8,768,105	51,058,778	59,826,883	-	393,214
6	9,409,566	50,561,011	59,970,577	-	403,858
7	8,917,638	50,177,634	59,095,272	-	382,410
8	8,743,005	49,403,756	58,146,761	-	363,531
2023. 8	12,129,658	53,309,625	65,439,283	-	436,791

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2024. 3	35,277	19,545,919	43,986,241	7,750,626	31	-	153,926
4	40,903	17,786,558	45,497,119	8,150,881	3,035	-	138,196
5	60,825	13,695,251	45,697,610	8,250,681	10,188	-	138,118
6	54,948	13,998,567	43,978,149	8,343,077	9,733	-	140,508
7	69,843	13,413,546	41,063,373	9,091,812	15,705	-	172,542
8	65,950	16,574,292	39,426,962	9,162,156	9,031	-	170,936
2023. 8	34,772	21,697,183	45,298,600	7,266,616	8	-	112,529

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2024. 3	66,144,519	64,629,085	854,753	762,253	2,681,109
4	66,298,833	64,645,438	877,277	762,253	2,681,109
5	65,384,733	64,196,303	972,244	762,253	2,681,108
6	66,193,434	64,669,312	1,012,394	661,652	2,681,108
7	65,675,688	64,316,492	1,018,458	697,353	2,680,981
8	65,710,069	63,740,846	1,049,743	660,723	2,682,079
2023. 8	67,678,681	66,113,459	970,542	1,050,926	2,613,582

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 借 入 金	
	貯 金			計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性	計		
2024. 2	50,444,506	58,586,756	109,031,262	514,986	445,295
3	50,561,461	57,807,186	108,368,647	526,517	457,746
4	50,835,342	57,719,058	108,554,400	501,970	431,474
5	50,439,782	57,609,800	108,049,582	521,800	452,249
6	51,249,975	57,942,136	109,192,111	498,259	429,117
7	50,631,731	57,975,539	108,607,270	500,118	430,681
2023. 7	48,856,051	60,448,022	109,304,073	587,149	513,288

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
2,428,800	1,548,844	4,040,198	21,384,297	92,343,464
1,436,700	2,722,014	4,040,198	25,053,423	95,010,403
496,200	2,567,230	4,040,198	23,791,368	91,115,093
501,200	3,872,620	4,040,198	23,127,349	91,915,802
766,900	3,605,238	4,040,198	19,912,389	87,802,407
240,200	4,623,137	4,040,198	17,840,024	85,253,851
2,050,000	1,021,627	4,040,198	27,567,708	100,555,607

貸 出 金				コ ー ル	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
13,189,721	1,370,014	1,886	14,715,548	-	14,060,448	92,343,464
13,772,719	1,401,244	1,710	15,313,870	-	16,368,918	95,010,403
13,996,706	1,336,688	2,042	15,473,556	-	16,177,663	91,115,093
13,767,046	1,346,322	1,901	15,255,780	-	18,618,625	91,915,802
13,670,827	1,402,535	1,964	15,247,869	-	17,992,071	87,802,407
13,580,552	1,324,470	1,584	15,077,543	-	14,100,073	85,253,851
13,719,465	1,275,547	1,312	15,108,855	-	18,416,189	100,555,607

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
79,154	40,848,737	40,765,720	100,000	1,910,356	18,968,023	8,809,955	2,369,231
85,706	40,885,946	40,833,882	115,000	1,851,982	18,721,756	8,674,970	2,321,710
89,623	39,898,200	39,838,508	140,000	1,859,805	18,856,625	8,727,549	2,338,504
90,933	40,815,327	40,761,406	145,000	1,821,969	18,708,441	8,738,730	2,378,667
95,344	40,327,023	40,273,503	140,000	1,841,553	18,564,046	8,787,823	2,363,845
96,030	40,332,269	40,283,499	195,000	1,843,776	18,398,996	8,827,205	2,372,318
80,273	42,115,712	42,056,693	75,000	1,785,075	19,217,231	8,657,730	2,263,224

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
442,280	78,454,803	78,001,235	6,798,773	2,989,913	24,327,553	109,165	533
432,131	77,903,339	77,436,269	6,703,443	2,946,944	24,413,308	109,775	528
467,957	78,010,190	77,542,811	6,963,110	3,096,754	24,406,240	110,373	508
470,052	77,031,664	76,552,601	7,062,475	3,158,265	24,621,728	116,404	508
454,098	78,102,661	77,627,163	7,084,337	3,180,411	24,693,745	109,651	508
476,599	77,350,395	76,874,319	7,147,899	3,210,458	24,765,183	109,375	507
446,911	79,325,043	78,911,336	6,506,158	2,845,135	24,179,344	117,872	538

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2024. 5	2,543,409	1,583,129	32,473	61,188	19,606	1,945,780	1,868,410	102,588	523,623
6	2,555,509	1,578,174	28,172	61,188	19,945	1,940,067	1,860,578	106,753	532,327
7	2,544,175	1,591,144	28,172	61,188	21,790	1,920,843	1,844,761	109,007	534,886
8	2,534,484	1,584,227	27,682	61,229	21,359	1,905,764	1,827,273	114,042	536,572
2023. 8	2,498,254	1,634,989	45,383	58,565	19,841	1,941,363	1,877,373	98,080	494,350

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁 業 協 同 組 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2024 . 3	832,906	392,154	59,859	39,421	96,845	6,017	862,532	850,881	-	99,697	1,518	73
4	756,275	368,248	60,168	39,991	93,280	5,501	800,632	791,197	-	90,853	774	72
5	752,967	368,423	62,614	40,403	93,275	5,063	796,288	786,263	-	93,435	772	72
6	756,622	364,834	63,298	41,160	93,313	4,698	796,928	787,463	-	95,903	968	72
2023 . 6	829,978	409,413	65,239	41,852	97,434	5,623	851,671	844,298	-	106,146	2,096	74

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2021 . 3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049
	2022 . 3	1,083,421	681,588	4,474,944	3,181,644	670,555	1,588,700	229,806
	2023 . 3	1,086,451	673,035	4,636,249	3,247,058	685,240	1,602,802	234,123
	2023 . 8	1,096,502	676,787	4,642,987	3,257,886	691,243	1,629,344	238,507
	9	1,092,961	671,602	4,578,437	3,253,024	693,528	1,632,507	239,749
	10	1,096,515	674,225	4,626,627	3,247,586	690,593	1,630,308	239,118
	11	1,091,735	669,583	4,708,254	3,251,089	690,465	1,622,848	238,730
	12	1,097,321	673,641	4,586,723	3,273,546	697,363	1,634,286	240,313
	2024 . 1	1,089,699	667,685	4,653,408	3,253,938	691,017	1,622,529	239,064
	2	1,090,313	666,823	4,674,906	3,257,139	691,456	1,624,277	239,281
	3	1,083,686	661,445	4,783,388	3,318,558	699,605	1,611,645	237,083
	4	1,085,544	662,988	4,855,400	3,311,924	700,937	1,633,787	239,572
	5	1,080,496	653,847	4,842,769	3,296,253	699,943	1,621,189	238,258
	6	1,091,921	661,934	4,746,878	3,339,891	709,977	1,638,928	241,207
	7	1,086,073	656,757	4,790,420	3,298,062	702,190	1,630,555	240,341
	8 P	1,088,439	657,101	4,757,352	3,313,410	705,858	1,632,821	...
前年同月比増減率	2021 . 3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8
	2022 . 3	1.4	△0.0	3.3	4.2	△0.7	2.1	2.6
	2023 . 3	0.3	△1.3	3.6	2.1	2.2	0.9	1.9
	2023 . 8	△0.1	△1.9	4.2	1.7	1.6	0.3	1.1
	9	0.0	△1.5	3.3	2.2	2.2	0.7	1.3
	10	△0.1	△1.6	3.4	1.8	1.4	0.3	1.2
	11	△0.2	△1.8	3.8	1.4	1.5	0.1	1.1
	12	△0.3	△1.6	3.4	1.6	1.5	0.4	1.2
	2024 . 1	△0.3	△1.8	2.9	1.7	1.7	0.1	1.2
	2	△0.3	△2.0	3.4	1.6	1.6	0.1	1.1
	3	△0.3	△1.7	3.2	2.2	2.1	0.6	1.3
	4	△0.5	△2.1	4.2	1.2	1.1	0.2	0.8
	5	△0.5	△2.6	3.2	1.1	1.7	△0.1	0.7
	6	△0.5	△2.5	3.2	1.8	2.3	0.4	1.1
	7	△0.6	△2.8	3.3	1.3	1.7	0.1	1.0
	8 P	△0.7	△2.9	2.5	1.7	2.1	0.2	...

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2021 . 3		215 ,956	65 ,451	2 ,072 ,988	2 ,294 ,424	523 ,448	784 ,374	126 ,299
	2022 . 3		223 ,370	64 ,411	2 ,068 ,312	2 ,365 ,386	519 ,480	788 ,013	129 ,855
	2023 . 3		229 ,419	64 ,165	2 ,132 ,297	2 ,470 ,331	540 ,284	798 ,305	134 ,898
	2023 . 8		233 ,060	63 ,945	2 ,141 ,103	2 ,492 ,920	545 ,138	795 ,842	135 ,876
	9		233 ,470	63 ,455	2 ,149 ,079	2 ,508 ,839	547 ,884	803 ,487	137 ,208
	10		233 ,540	64 ,570	2 ,150 ,383	2 ,510 ,237	547 ,169	798 ,780	137 ,113
	11		233 ,760	64 ,473	2 ,168 ,843	2 ,516 ,111	548 ,201	798 ,678	137 ,399
	12		233 ,182	64 ,752	2 ,178 ,737	2 ,533 ,191	552 ,618	805 ,519	138 ,787
	2024 . 1		233 ,162	64 ,444	2 ,189 ,083	2 ,527 ,889	550 ,364	800 ,562	138 ,577
	2		233 ,688	64 ,636	2 ,201 ,147	2 ,534 ,362	550 ,315	800 ,547	139 ,027
	3		235 ,286	64 ,407	2 ,225 ,026	2 ,551 ,670	552 ,774	805 ,609	140 ,058
	4		235 ,136	63 ,533	2 ,235 ,104	2 ,546 ,996	549 ,305	799 ,999	139 ,577
	5		237 ,186	63 ,890	2 ,253 ,783	2 ,549 ,847	549 ,972	801 ,014	140 ,130
	6		237 ,864	63 ,601	2 ,269 ,766	2 ,561 ,485	554 ,007	804 ,135	140 ,718
	7		238 ,496	64 ,240	2 ,281 ,274	* 2 ,562 ,772	552 ,888	803 ,409	140 ,920
8 P		239 ,012	64 ,549	2 ,269 ,817	2 ,574 ,000	555 ,215	805 ,338	…	
前年同月比増減率	2021 . 3		2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5
	2022 . 3		3.4	△1.6	△0.2	3.1	△0.8	0.5	2.8
	2023 . 3		2.7	△0.4	3.1	4.4	4.0	1.3	3.9
	2023 . 8		2.7	△0.8	2.8	3.7	3.4	1.1	4.2
	9		2.8	△0.8	2.4	4.0	3.2	1.4	4.1
	10		2.7	△0.6	2.5	3.6	2.8	1.1	4.2
	11		2.6	△0.8	3.3	3.4	2.6	1.0	4.0
	12		2.6	△0.0	2.7	3.4	2.6	1.1	3.9
	2024 . 1		2.5	△0.5	3.4	3.2	2.6	1.0	3.8
	2		2.5	△0.3	3.9	3.1	2.5	1.0	3.8
	3		2.6	0.4	4.3	3.3	2.3	0.9	3.8
	4		2.2	△0.1	5.1	2.9	1.7	0.4	3.6
	5		2.5	0.3	5.9	2.9	1.7	0.8	4.1
	6		2.6	0.9	6.4	3.1	2.0	1.0	4.2
	7		2.5	0.9	6.8	* 2.9	1.5	1.0	4.0
8 P		2.6	0.9	6.0	3.3	1.8	1.2	…	

(注) 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP))
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「（詳細情報を見る）」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2024年11月号第77巻第11号〈通巻945号〉11月 1 日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

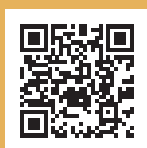
印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

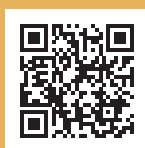
農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願いします